

平成28年3月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成28年3月2日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 神谷直子議員 (1) 治水対策について
(2) 高浜港駅舎の改修について
2. 杉浦康憲議員 (1) 公共施設総合管理計画について
3. 小野田由紀子議員 (1) 教育行政について
(2) 生活困窮者自立支援事業について
4. 黒川美克議員 (1) 市民と協働のまちづくりについて
5. 北川広人議員 (1) 医療行政について
(2) 高浜小学校建替事業について
6. 神谷利盛議員 (1) 高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
16番	小野田由紀子		

欠席議員

15番 小嶋克文

説明のため出席した者

市 長 吉岡初浩
副市長 神谷坂敏

教 育 長	岸 上 善 徳
企 画 部 長	加 藤 元 久
総合政策グループリーダー	木 村 忠 好
人事グループリーダー	野 口 恒 夫
総 務 部 長	新 美 龍 二
行政グループリーダー	山 本 時 雄
行政グループ主幹	杉 浦 嘉 彦
財務グループリーダー	内 田 徹
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯 村 和 志
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	都 築 真 哉
文化スポーツグループリーダー	岡 島 正 明
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
都市防災グループ主幹	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	板 倉 宏 幸
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	岡 本 竜 生
監査委員事務局長	杉 浦 義 人

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 野 隆
主 査	内 藤 修 平

議事の経過

○議長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（幸前信雄） 本日、15番、小嶋克文議員よりインフルエンザにかかったとの旨の連絡を受けて、3月4日まで欠席させていただきたいとの報告を受けております。よって、ただいまの出席議員は15名であります。これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（幸前信雄） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

11番、神谷直子議員、一つ、治水対策について、一つ、高浜港駅舎の改修について、以上、2問についての質問を許します。

11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、通告どおり、11番、神谷直子、一般質問をさせていただきます。

治水対策についてお聞きします。

昨年、平成27年9月10日、台風18号の低気圧の影響により記録的な大雨となった茨城県常総市の鬼怒川で起こった堤防の決壊はすさまじく、自然災害の恐ろしさを実感しました。川の堤防は一度決壊するとあれよ、あれよと広がり、大災害につながります。民話や昔話にはよく川の氾濫が取り上げられますが、現代でも堤防が決壊するのを目の当たりにし、びっくりされた方も多いと思います。

洪水とはどのような定義かを調べてみましたところ、このような定義となっておりました。

河川の流域、または水位が通常より大幅に増加することが、狭義には河川の水が堤防を破って氾濫したりすることを指す場合もあります。

低い土地の浸水は、河川の水位の上昇や多量の雨によって排水が困難になって起こる場合があります。高度経済成長期以降、水田、低湿地、山林の開発により、雨水を一時的に蓄える機能が低下しており、河川の増水は急激になっているとされています。

また、都市水害として、都市部では地面が道路舗装やコンクリート地盤で覆われているために、降った雨が地中にしみ込まず、大部分が直ちに河川へ流れ込みます。このため、強い雨が短時間に降ると、水かさ、水位が急激に増して氾濫しやすくなります。また、下水道、用水溝でも、排水能力が追いつかなくなったり、河川から逆流してあふれたりして浸水します。これらを都市水害と呼ぶことがあります。

都市の開発が進むにつれて、水かさのピークは顕著かつ急激にあらわれるようになっており、地下街や地下室の浸水で被害が出るようになりました。このため人工の遊水地や地下の排水路をつくるなどの対策をとっている地域もあります。

こうした都市型水害などへの対策として、気象庁は平成16年6月より、降水ナウキャスト情報で被害の軽減に努めているそうです。1時間先まで10分間ごとの全国の1キロメートルメッシュの降水予測であります。10分ごとの最新の予測を行うことから、急激に発達する雨域を捉えることができます。

そして、災害は一般に、雨の少ない地域では比較的少ない雨量でも発生し、雨の多い地域では雨量の値がある程度大きくなって初めて発生します。1日の雨量がその地域の年間降水量の5%から10%を超えると、災害が発生するとされています。

多雨地域、少雨地域という気候条件に対応して、地形や植物の生育の状態などの生理的環境がつくられ、その結果が災害の発生条件に影響を及ぼすのであります。また、洪水や土砂災害対策など防災対策は、最大降水量などの気候統計に基づいて行われています。しかし、近年は開発によって地形、植物の生育の状態が変わるとともに、居住域の拡大により土地利用が変化してきているので、被害の発生条件が複雑になってきています。

災害の発生は、雨量値とともに雨の広がり、雨域の広がりが関係します。大河川の洪水では広域の大雨で、また小さい河川、都市河川の洪水や低地の浸水は地域の大雨でも発生しますとありました。

私の住む稗田町は稗田川に隣接しており、普段の堤防は、川のみちとしてたくさんの方々がジョギングやウォーキング、犬のお散歩や散策など、市民の憩いの場になっています。

ところが、いざ集中豪雨などに遭いますと、稗田川は平成12年の東海豪雨のときと、平成21年のとき、平成25年と水害に遭っています。これについては、町内の説明会や毎年行われます水防訓練で御説明を受けておりますが、これ以上の改善はできないとのことでした。いま一度、どの程度の能力があり、どんなときに災害、水害に遭ってしまうのか、お示してください。

稗田川は、県の基準や国の基準から見て、既に堤防は基準以上の対応をされており、県や国レ

ベルの河川ではもっと優先順位の高い、水害になりやすい川がたくさんあり、堤防の工事などを優先的にしていけないといけないということは理解できます。そして、2級河川なので、市だけではどうしても対応ができないことも理解できます。

しかし、実際に何度か水害被害に遭い、車が廃車になってしまったり、家がつかったりと被害に遭われている住民の方から見ると、この対応では心もとないと言わざるを得ません。ほかに何かよい方法があるのではないのでしょうか。いま一度、高浜市としてのお考えをお聞かせください。

議員になる前から要望しておりました、川のみち、稗田町側の道、ちょうど衣浦鉄工さんから稗田住宅までの道が、今までは環境に配慮した道となっており、砂利が多く、通学する生徒たちや自転車で通行する方々の車輪が砂利で滑ってよく転んでおりました。最近、アスファルトの舗装をしていただきまして、通学の生徒たちや通行される方の安全性と利便性が向上した点は、とても感謝しております。この場をおかりして、私からもお礼を言っておきたいと思えます。ありがとうございました。

高浜港駅の改修工事についてお聞きします。

大正3年2月5日に三河鉄道として高浜港駅は新設されました。刈谷新から大浜港駅までの14.5キロの開通と同時期でした。さらに、翌年の大正4年10月に刈谷新から知立駅間の4キロを延長し、さらに新川駅と大浜駅では貨物用臨港線を開設し、海陸連絡の便を図る線として、商業や工業等の産業の発展にとってなくてはならない線路だったと、名古屋鉄道100年史に記載されています。

高浜港駅の駅舎の竣工は昭和15年となっています。三河鉄道時代に建てられたそうで、三河鉄道はその翌年に名鉄と合併し、名鉄三河線となりました。

高浜港駅の改修工事に伴い、今までの見なれた風景が変化し、寂しくなる気持ちとともに、新たな歴史が始まることにわくわくもします。私も、高浜市長役で出演させていただきました映画「タカハマ物語」のワンシーンでも高浜港駅は使われていて、別れのシーンでぐっと来たことが思い出されます。先日公開されました映画「タカハマ物語2」も、映画の成功もさることながら、高浜の現在の記録や情景が残る映像としても大変貴重なものとなることでしょう。

市長の平成28年度施政方針にもありましたように、基本目標Ⅲ「明日を生み出すエネルギー、やる気を活かせるまちをつくろう」の中にありました地場産業振興事業では、三州瓦の「ふるさと名物応援宣言」を踏まえての中にありましたように、この新しい駅舎が高浜港駅の新しいシンボルとなり、瓦の販売促進につながっていくことを願っています。

聞くところによりますと、名鉄の駅舎は、2000年以降、木造駅舎などの古い駅舎は建てかえが進んでいるそうです。ところが、新駅舎になると余り個性のある駅舎は少ないそうで、高浜港駅の三州瓦を利用したような、土地の産業を取り入れた個性豊かな駅舎はとても珍しいと聞いています。

これは、さきの9月議会で瓦屋根を補助金で載せていただくというお話が出ておりましたが、市の御提案や関係各位の御協力によって個性豊かな新駅舎が建設されるのでしょうか。この個性豊かな駅舎は、鉄道ファンに好まれるだけでなく、市民の誇りとなる駅舎になることを願っています。

駅の改修内容を詳しく教えてください。どのような形になっていくのでしょうか。駅は名鉄の駅なので、なかなか市としてはお答えが出にくいかもしれませんが、わかる範囲、また、お答えできる範囲で構いませんので教えてください。

また、駅前には観光協会もあり、かわら美術館につながる鬼のみちの入り口として、駅前の大きな鬼瓦のモニュメントがあるニコニコ鬼広場が、鬼みちまつりでもお祭りのステージとして市民の憩いの場所となっておりますが、駅前の玄関口が気になるところです。今後どのようにしていくのでしょうか、教えていただけますでしょうか。

以上で質問を終わります。お願いします。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 改めまして、おはようございます。

それでは、神谷直子議員の御質問、1、治水対策について、（1）稗田川流域の治水対策について、2、高浜港駅舎の改修について、（1）改修内容について、（2）駅周辺の景観についてにそれぞれお答えいたします。

初めに、1、治水対策について、（1）稗田川流域の治水対策について、議員の御質問にありました二級河川稗田川の能力についてお答えいたします。

稗田川の治水計画は、平成8年に改訂された新しい高浜川水系の総合的な治水計画に基づいて進められているもので、洪水の処理計画につきましては、計画履行の全体の事業規模と県の方針から、高浜川水系で実施する改修計画では、早期に整備の効果を発現させるため、当面の目標として、本川、支川とも年超過確率5分の1の規模の降雨量を50ミリの洪水規模で改修が実施されております。従いまして、時間当たりの降雨量50ミリの規模の雨水を安全に流下させる能力となっております。

そうしたことから、愛知県では、国の第9次治水事業7カ年計画が策定されたことに伴い、愛知県中期河川整備計画書が作成され、その計画の中で、稗田川は最下流から市街化区域内を貫流する法響橋までの2.4キロメートルの区間について、重点的に治水事業を実施すべき区間として位置づけられ、通常为国庫補助事業のほか、河川改修に関連する各公共施設整備促進の補助事業を加えて、短期間に集中的な投資が実施され、平成15年7月の論地橋の完成によりまして、法響橋までの区間の河川改修は完了いたしております。

その後、上流の小橋の改築を平成15年度、16年度の2カ年で実施し、平成17年度からは法響橋上流、高取小学校南部分の河道の改修、平成20年度からは高取小学校東側で前橋の橋梁改築工事

が始まり、平成22年度には改築が完了いたしました。23年度から25年度にかけて、前橋の上流である小橋までの区間の護岸及び樋管の工事が完了しております。

御承知のとおり、現在、河川区間の上流部であります小橋から中根橋の区間で築堤や引堤に伴い護岸・樋管等の整備を進めていただいております。

次に、御質問にありました、どんなときに災害、水害に遭ってしまうのかについてお答えいたします。

水害は、大規模地震による津波によるもの、具体的には、衣浦湾から高浜川を経て稗田川への遡上。河川堤防は御存じのとおり土構造であり、堤防崩壊によって発生する水害が考えられます。

また、河川によって起きる河川洪水害は、流域内で増加した雨水によって河川の流量容量を超過すると、河道内におさまり切れなくなり、堤防を乗り越えて外にあふれ出す越流によって発生する洪水、また、流水によって堤防が破堤して、一気に河道内の水があふれ出す洪水があります。

一方、雨水や周辺の小高いところから流れ込んできた雨水が、排水路や河川にはけ切らずに地面にあふれるという洪水が内水氾濫です。内水氾濫が起きやすい土地は、くぼ地状の土地で水が集まりやすく、排水条件の悪い地形のところですが、市街地化が雨水流出条件をさらに悪化させ、氾濫を起こしやすくしているのが実情で、よく都市型水害と言われているのは、都市域における内水氾濫の洪水被害のことです。住民の皆さんへ説明会でも申し上げておりますが、例えば2リットルのペットボトルの水をバケツとじょうろでそれぞれ植物を植えた植木鉢に注いだ場合、バケツで一気に注ぎ込むと必ず水は植木鉢からあふれます。これは、短時間での局地的集中豪雨の発生状況をわかりやすく説明する場合の例えであります。

このような内水氾濫に対応するためには、これまでに各種の内水対策を講じており、稗田川関連では、下水道計画における雨水排水区域の見直しを実施するとともに、3カ所の雨水排水ポンプ施設の整備を行いました。平成11年、塩田排水ポンプ、平成13年、乞殿排水ポンプ、平成20年、中荒井排水ポンプをそれぞれ設置しており、これらのポンプ施設の能力は、雨水を受け入れる稗田川の河川整備計画に合わせた、時間当たり降雨量50ミリで全て整備されております。

また、ポンプ施設への雨水の導入を図るための排水管渠の整備、道路におきましては、必要と判断される側溝の整備、神ノ木遊歩道、県道名古屋碧南線の歩道等における透水性ブロックの使用、街渠ます等の改良による集水能力の改善、さわたり夢広場には雨水貯留機能を備えた公園整備、加えて、都市化した流域において河川や下水道施設に流出する雨水をできるだけ抑制するために、住民の皆さんに御理解と御協力がいただけるように、高浜市雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金制度を通じて、浸透ます、浸透管、透水性舗装などの設置を促しております。

また、近年、異常気象による局地的集中豪雨の発生頻度が高まっており、短時間に降った雨が適切に排水されず、道路冠水が発生する状況が起きていることから、この状況に対応するために、道路側溝の改良や雨水管渠等のハード整備に取り組んでおりますが、一律の対策は、これまでも

御説明しておりますが、稗田川の整備の年月のように膨大な時間と莫大な費用も必要になってまいります。

そこで、治水安全度を超える規模の洪水や整備途上段階での施設の能力を超える洪水には、ハード整備だけに頼らず、ソフト面の対策もあわせて水害対策を進めることが有効であると考えており、平成25年8月6日の局地的集中豪雨の後には、住民の皆様からの御意見も踏まえまして、塩田排水ポンプ、中荒井排水ポンプの排水路の警戒水位によるサイレン吹鳴の設定を変更いたしました。

また、市民一人一人が迅速に避難行動を行うためには、正確な情報をより早く入手することが重要であることから、平成25年4月1日より、気象情報のメールを配信する防災メールの運用を開始いたしております。

一方、愛知県では、水害に対するリスクに住民の自助・共助の行動が不可欠であるという視点から、町内会や自主防災会といった地域コミュニティが主体となった取り組みを推進するための、みずから守るプログラムを推進されております。本市では、既に碧海町、田戸町、小池町、青木町、芳川町、呉竹町の7つ（訂正後述あり）の町内会から申し出をいただき、地域の水害手づくりハザードマップが作成され、地域での水害への理解が深められています。

なお、高浜市企業誘致等に関する条例においても、企業内の雨水対策として雨水活用施設促進奨励金や透水性舗装等促進奨励金による流出抑制を推進しておりますので、御理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

次に、2問目の御質問であります高浜港駅舎の改修について、（1）改修の内容についてにお答えいたします。

高浜港駅舎の改修工事は、平成26年4月に名古屋鉄道事業本部より、建設から相当年数が経過し、老朽化が進んでいるため、駅舎の建てかえを今年度中に完了したいとの申し出がありました。

この駅舎の建てかえ計画に対して、本市は三州瓦の主産地であり、高浜港駅は過去には瓦を初めとする土管、土器の貨物車輸送の拠点として出荷されていた歴史もあり、近隣には瓦業界の拠点施設、そして鬼みちの起点、さらには、やきものの里かわら美術館へのアクセスの最寄り駅として、三州瓦とのかかわりは昔も今も特別なものがあります。加えて、瓦の製造組合、商工会、観光協会、鬼みちに関連する地元の団体の皆様から御意見をいただき、名古屋鉄道に対して、高浜市として、新しい駅舎の屋根についても引き続き三州瓦を採用していただきたい旨の御提案をいたしました。

その後、瓦ぶき屋根工事に係るさまざまな問題点について名古屋鉄道と協議を重ねるとともに、愛知県陶器瓦工業組合や高浜市商工会からの御支援もいただき、名古屋鉄道の御理解と御協力のもとで、新駅舎は、いわゆる名古屋鉄道の駅舎として建てられている標準的な駅舎ではなく、三州瓦の主産地である玄関口としてふさわしい、地元の要望をもとに、象徴的な駅舎として瓦屋根

をふいた建物が建築されることになり、昨年11月30日に工事着工され、現在、3月25日の完成を目指して建設が進められております。

新駅舎は、現在の旧駅舎の東南側、ホーム寄りに建設されており、屋根瓦は釉薬和型の新銀色の瓦が使用され、棟の両端には鬼瓦、ひさし部分にも瓦が使用され、外壁は白色、腰の高さ部分までなまこ壁の仕様で、まさに和風建築をイメージした建物になります。

旧駅舎につきましては、新しい駅舎が建築された後に、その役割を終えて取り壊しをされると伺っております。

なお、今回の駅舎の建てかえに伴い、名古屋鉄道からは、駅舎の南側に隣接するトイレ施設の継続についての相談がありました。当駅の改修にあわせてトイレの廃止をしたいとの内容で、市の意向の確認を含めた協議でございました。

現在のトイレは建築後約20年が経過し、トイレの内装、給水設備、衛生機器等の劣化が著しい状況であったため、その改修を申し入れ、現状の施設でできる範囲の中で最大限の改修をしていただくことになっております。

駅を利用する通勤・通学者等の利用者は市民であり、利便を考えますと、トイレは必要であるとの判断をいたしましたので、先ほど申しあげました条件のもとに、本市が無償譲渡を受けることといたしております。現在、駅舎の新築工事と並行して改修工事を進めていただいておりますが、工事が完了いたしますと、高浜港駅の管理区域の外側に位置づけされることになります。現在のように電車を利用する方だけの利用ではなく、一般の方も随時利用することが可能になるため、鬼のみちの散策をされる方や、鬼みちまつりの際に利用をすることができるようになります。

旧駅舎は、改修されながらも開業した当時の面影を残しながら、大正3年より100年近くの間、人々の往来と時代の流れの中で存在し続けました。新駅舎についても、鬼のみちの玄関口として、より多くの方に駅を御利用いただくとともに、旧駅舎と同様に地元の方に末永く愛される駅舎であり、三州瓦の利用及び普及の一助として、公共建築物等三州瓦工事奨励補助制度により高浜港新駅舎に三州瓦がふかれ、多くの方に瓦の魅力を知っていただくことができることになりました。これも関係者の御理解と御協力のおかげでございます。この場をおかりいたしまして、改めて深く感謝を申し上げます。

続きまして、(2) 駅周辺の景観について、お答えいたします。

御質問の高浜の玄関口としての駅前の景観につきましては、先ほどの港駅舎の建てかえでも申しあげましたが、新駅舎は瓦ぶきの和風イメージの建物が建築されることになり、また、名古屋鉄道から譲渡いただくトイレも、木造の小規模の建物ではございますが、かつて愛知県陶器瓦工業組合の御尽力によってふかれた瓦屋根の建物が壊されずに残ることになることから、まさに駅前の景観に配慮した取り組みではないでしょうか。

議員も御承知のとおり、現在の高浜港駅前にはニコニコ鬼広場が整備されており、広場のシン

ボルとして奈良の東大寺転害門の鬼瓦を模した巨大鬼面、休憩用のあずまや、四季を感じ緑陰が形成される植栽、子供たちによって作成された鬼面のモニュメント、整備の素材には、瓦や焼き物をできる限り取り入れる工夫がされています。特に、巨大鬼面の向きにつきましては、高浜港駅からの視認性を意識し、駅前広場の広範囲から鬼面が認識できるように配慮し、設置しております。

この広場は、かつて愛知県陶器瓦工業組合の陶器瓦会館——これは、通称、赤瓦会館——の跡地を平成9年にウォーキングトレイル整備事業「鬼のみち」高浜港駅前広場の基本計画に基づき整備が進められたもので、この計画の策定に当たっては、地域に親しまれ、地域らしさ、懐かしさを備えた整備を進めるため、市民の理解と御協力が不可欠であることから、市民と行政が一体となって事業の推進を図ることが望ましい姿であるとの考えから、陶芸家、鬼師、健康づくり推進委員、写真愛好家、女性グループのメンバーなど総勢23名で構成された高浜市ウォーキングトレイル推進協議会で協議を重ね、市民の意見を取り入れた計画を策定し、その計画に基づいて整備をしております。

計画書の整備方針には次のように整理がされており、1点目は、焼き物のまちの駅としての顔づくり、印象づくり、2点目は、駅周辺の拠点として日常で利用できる空間づくり、3点目は、ウォーキングトレイル事業としてウォーカーの集合場所、休憩場所等として利用でき、鬼のみちをイメージさせる整備、イベントなど多目的に使用できる場所とされています。

現在、日常的にも休憩場所などとして季節を通じて利用され、鬼みちまつりにはイベント拠点としての利用、鬼のみちのスタート拠点として活用されるなど、整備方針に沿った、高浜らしい駅前広場であります。

景観とは、言葉の整理として、風景外観、景色、眺めなどとされていますが、まさに人が五感で感じていただくことで保たれ、つながり、つくられていくものであると考えております。例えば、高取まちづくり協議会では、河川整備が完了し、河畔林が形成された稗田川ののり面に、地域の人々の参加によって彼岸花が植えられ、現在では、四季が感じられるすばらしい河川風景が形成されています。

このように、まちの中の景観は、市民の皆さんとともに、まちの歴史や個性を生かしながら魅力ある景観形成を図っていくことが必要であると考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（幸前信雄） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの質問の中でも触れさせていただきましたが、気象庁においても、集中豪雨や都市型水害の被害を軽減するため、雨雲の移動する方向、速度等から時間計測ができる高解像度降水ナウ

キャスト情報が提供されていますが、市として水害対策にはどのように活用されているのでしょうか。

○議長（幸前信雄） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 御質問の気象庁の高解像度降水ナウキャストにつきましては、平成26年8月7日から最新の降雨状況や5分ごとの降雨域の分布を、250メートル四方の細かさで、30分先までの予測が確認できるよう機能を強化し、運用が開始されております。

この高解像度降水ナウキャストの情報が、市として水害対策にどのように活用されているのかにつきましては、市対策本部としての活用だけではなく、日常の災害対策の場面においても、今後の降水予測や雨雲の進路等の情報把握のための活用いたしております。

また、本市の公式ホームページに、自助として、みずからが災害対策の一環として気象情報を把握いただくよう、気象庁の高解像度降水ナウキャストをごらんいただけるホームページと、愛知県高浜市の気象警報、注意報のホームページにリンクを張り、周知をいたしております。

○議長（幸前信雄） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。

トイレが譲渡されるということは、掃除など、また予算がかかるようなこともあると思いますけれども、市の財政が緊迫して、いろいろ、なかなか景観まで手が回らないところだと思いますけれども、各種団体や市民の皆さんの御協力でいろいろなことができるということが、今の治水のお話でも、駅前の景観のお話でも理解ができました。

ただ、お金を使わずに知恵を使って、高浜として、高浜らしい駅舎にしても、治水にしても、なるといいと思っています。

また、駅前には安全のため、防犯カメラが設置されるとも聞いています。

この新駅舎がきっかけとなり、駅周辺の景観だけでなく、安全な駅としても市民の皆様の御利用しやすい駅として、また新しい高浜港駅のシンボルとして、新しい駅舎から始まる新しい高浜のストーリーが紡ぎ出されることを御期待して質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（幸前信雄） 暫時、休憩いたします。再開は10時45分。

午前10時36分休憩

午前10時45分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 1点、訂正をさせていただきます。

先ほど、私、答弁の中で、治水の関係でございます。みずから守るプログラムのところで、既

に7つの町内会と申し上げましたが、6つの間違いでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 次に、1番、杉浦康憲議員、一つ、公共施設総合管理計画について、以上、1問についての質問を許します。

1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります、一つ、公共施設総合管理計画について、（1）公共施設推進プランについて、一問一答にて一般質問させていただきます。

私が市会議員になり、1年がたとうとしております。この1年間、高浜市の抱える問題、課題を見て、聞いて、質問して、たくさん勉強させていただきました。

その中でも、公共施設の更新時期が重なる今後、限られた財源の中で、方向性を示し、どう進めていくかをあらわした高浜市公共施設総合管理計画がまとめられました。平成23年度に施設の現状と課題をまとめた公共施設マネジメント白書を作成して以降、箱物施設の方向性をまとめた公共施設あり方計画（案）が平成26年8月に策定されました。また、昨年10月には、高浜市公共施設マネジメント基本条例を制定し、将来にわたってこの取り組みが推進されるよう、市民、議会、行政の役割等を含め、その基本的な考え方が定められたところです。

そして、この基本条例に基づき、インフラ施設の長寿命化計画を含めた公共施設総合管理計画（案）、及び、これと連動して長期財政計画（案）が策定されました。この計画が、高浜市の次世代につなぐために着実に推進されることを期待しています。

そこで、具体的な取り組みとなる公共施設推進プランについてお聞きしたいと思います。

今回はモデルケースとなっております高浜小学校等整備事業と勤労青少年ホーム跡地活用の2つの事業についてお聞きいたします。

それでは、まず、高浜小学校等整備事業についてお聞きします。

現在、公共施設のあり方の取り組みの一環として実施している市役所本庁舎は、リース方式により実施しておりますが、1月27日開催の公共施設あり方検討特別委員会において、高浜小学校等整備事業基本計画の説明では、PFIの手法を導入することを想定しているとの説明でした。

そこで、まず確認の意味で、PFI手法はどういった内容なのかを御説明願います。

○議長（幸前信雄） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） PFIということですが、平成11年7月に、いわゆるPFI法、これが制定され、その後、平成12年3月に基本方針といったものが示されまして、その枠組みが確定され、現在のPFI方式が確立されております。

このPFI法につきましては、法律に基づきまして、企画、計画の段階で業務内容に関しまして求める性能を提示し、発注した後、事業に必要な資金調達を初め、設計、建設から維持管理、

運営に至るまでの総括的な業務を長期にわたって民間事業者に委ねるという方式でございます。

○議長（幸前信雄） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。厳しい財政状況が見込まれる中、民間の持つ資金、技術等民間活力を有効に活用するということでは、PFI手法を導入するということは有効な選択肢の一つであると理解します。

それでは、PFIによる効果はどういったことがあるか、お聞きします。

○議長（幸前信雄） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） PFIの効果ということでございますが、まず、最大の効果といたしまして、コスト削減ということが挙げられます。借り入れのコスト、入札コストといったコスト増加の要因がある一方で、性能発注や設計、建設、維持管理、運営等を一括して発注することによりまして、民間のノウハウの活用により、建設費や管理運営費が低減するなどのコスト削減要因がそれを上回ることが挙げられます。

2つ目の効果といたしまして、財政支出の平準化が挙げられます。社会資本整備に伴います一時的な支出が繰り延べられ、財政支出が平準化されます。

3つ目の効果といたしまして、効率的な運営が実現されるということでございます。従来方式では、基本的に、施設の設計者は設計にしか責任を負わないため、施設の設計段階において、運営の効率性を考えるといった誘因は働きにくいという点がございましたが、PFIでは、施設の設計から維持管理までを同一の民間事業者が一貫して行うことになるため、設計段階から効率的な維持管理を前提とした建物の構造など、コストの削減が可能となるような施設設計が行われやすくなるということがございます。

以上です。

○議長（幸前信雄） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。PFIに期待する効果はわかりました。

今回の高浜小学校等整備事業について、PFIが有効な事業手法であるということ、現在のところ、判断しているとのことですが、全国では、小学校の整備をPFI事業で実施している状況はどのくらいあるのか、お聞きします。

○議長（幸前信雄） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） これは、文部科学省が実施しました、公立学校施設整備におけるPFI事業の実施状況調査というのがございまして、これは、平成21年4月1日現在ではございますが、346校の小中学校で実施しておるとい調査結果でございます。

○議長（幸前信雄） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。PFIで学校を整備した実績が多くあることがわかりました。

それでは、ここから具体的な手続等についてお聞きします。

P F I の流れの中で、市庁舎の場合とどのような違いがあるのか、お聞きします。

○議長（幸前信雄） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） ただいま実施しております庁舎整備のときにも、基本的には、P F I の流れに準じて進めておまして、実施方針を公表した後、募集要項等を公表し、民間事業者からの提案を募集して、選定委員会により審査を経て事業者を選定、事業実施という流れでございましたが、高浜小学校等の整備事業では、P F I 方式を導入することにより、庁舎整備の流れとは異なる点がございます。それは、特定事業選定といったものがスケジュールに組み込まれるということでございます。

この特定事業選定につきましては、P F I 事業で実施するというを選定するものでございまして、これは、庁舎整備の流れにはなかった手続になります。

P F I で実施するということの判断につきましては、従来型の事業方式で行った場合の事業費とP F I 方式で行った場合の事業費とを比べて、何%削減できるかを示す割合でありますV F M の結果により判断するものでございます。

今後、高浜小学校等整備事業につきましては、基本計画を公表した後、実施方針（案）と要求水準書（案）を公表し、事業者からの質問を踏まえまして修正等を行った後、実施方針を公表、また、その後、導入可能性調査やV F M の結果を踏まえ特定事業選定を行い、入札説明書を公表し、事業者からの提案を募集するという流れになってございます。

この周知方法につきましては、業界紙等報道関係者に情報提供をさせていただきますとともに、市の公式ホームページのほうにも公表させていただくことを予定してございます。

○議長（幸前信雄） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） わかりました。

それでは、ただいまの答弁の中にありました、選定委員会により民間事業者から提案された内容を審査するとのことですが、誰が審査するのか、どのように選定されるのか、お聞かせ願います。

○議長（幸前信雄） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 本事業につきましては、庁舎整備のときと同様に選定委員会を設置させていただきます。その委員会の委員につきましては、提案されました内容を審査するためには、P F I の対象とする事業に関連する技術や知識に精通した方が必要でございまして、こうした観点から、建設、P F I、教育に関連した学識経験者や地域の特性に精通ということで、市職員のほうで構成するというを考えてございます。

また、選定方式につきましては、P F I 基本方針では、総合評価一般競争入札を基本原則としていることから、総合評価一般競争入札を採用することを考えてございます。

この総合評価一般競争入札方式とは、入札における落札者の決定において、価格、その他の条件が最も有利なものをもって申し込みをしたものを落札者とする方式でございます。

落札者を決定する際の選定基準につきましては、この後、設置をさせていただきます選定委員会において作成いたしまして公表してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。

次に、庁舎整備の際は、提案者からプレゼンテーションとヒアリングが実施されたと思います。今回の審査においても同様のヒアリング等が実施されるのか、お聞きします。

○議長（幸前信雄） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 御質問のとおり、庁舎整備と同様に、民間事業者から提案内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングのほうを実施する予定でございます。

○議長（幸前信雄） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。

提案者からのプレゼンテーションとヒアリングを実施するとのことですが、公共施設マネジメント基本条例には議会の役割が規定されており、市民に対しての説明責任を果たす意味から、例えば、このプレゼンテーションを傍聴するということが可能でしょうか。できれば、先ほど選定委員会の御説明がありましたが、この委員会に議員が委員になることは可能でしょうか。

○議長（幸前信雄） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） ただいま、議員が委員になれるかということ、また、プレゼンテーションへの傍聴ができるかという2つの御質問がございました。

全国的に実施されましたPFI事業におきまして、どういった方が委員になっているか、これを内閣府のPFI推進室というのがあります。そこに確認をさせていただきました。それで、先ほどリーダーのほうで答弁をさせていただきましたが、PFIだとか学校に精通した方々、こういった方々に委員になっていただきたいなというふうに思っております。そして、議員の方が委員になっているという事例はないということでもございました。

また、民間事業者のノウハウを保護するといった観点から、委員会は非公開で実施しているという事例が多いということでもございました。

私どもといたしましては、基本的には庁舎整備のときと同様に非公開ということを考えておりますが、最終的には選定委員会による判断となっております。

以上でございます。

○議長（幸前信雄） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。

実は、私もPFI推進事業室のほうに問い合わせをさせていただきました。そしたら、やはり

法的には問題ないが、やはり審査をする方々との関係を考えると、全国的には事例がないというお答えをいただきました。そして、今、御答弁にありましたように、民間事業者の企業ノウハウを保護するということで理解させていただきます。

しかし、最終的には選定委員会に判断を仰ぐという答弁がありましたので、議会としても、オブザーバー等何らかの形でプレゼン等を聞くことができるよう要望しておきます。

また、審査の過程等については、できるだけわかりやすく公表していただければと思います。

この高浜小学校等整備事業は、複合化のモデルケースに位置づけられている事業であり、今後の高浜市の公共施設のあり方を市民の方に見える化する事業ですので、しっかりと取り組んでいただくことをお願いしておきます。

そして、複合施設とはいえ、あくまでも小学校が基本の事業でありますので、教育現場の当事者である教員、PTAさんの意見をしっかり聞いていただき、子供たちにとって安心して勉強や運動ができる学校にしていいただければと思います。

次に、勤労青少年ホームの跡地活用についてお聞きします。

まず、2月15日の公共施設あり方検討特別委員会において、跡地活用についての説明がありましたが、この中で、屋内プールを設置するとのことですが、このことは高浜小学校等整備事業に関連する内容なのか、お聞きします。

○議長（幸前信雄） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） ただいま、高浜小学校等整備事業と関連する内容ということでお聞きをされましたが、この高浜小学校等整備事業基本計画では、屋外プールを設置しないで民間施設を活用した水泳授業を行うとして御説明をさせていただいております。これは、屋外プールにかかります維持管理費用や今後更新する費用を含めさせていただきますと多額の費用が発生するということ、また、年間を通して使用する期間が夏の数カ月限定されることなど相対的に判断いたしまして、屋外プールを設置しないこととしてございます。

そこで、市内にプールを有し、児童の送迎が可能なバスを保有している民間事業者に水泳授業を委託することとしてございます。

勤労青少年ホーム内には軽運動室があること、また隣接して南テニスコートがございすことから、このエリアはスポーツ機能を有した活用がされてございます。そこで、このエリアに屋内プールも含め、民間によりますスポーツの拠点を誘致していきたいというものでございまして、平成31年度以降は、ここでの水泳授業といったものを考えてございます。

○議長（幸前信雄） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。

屋外プールをなくすということは、これまでにない発想だと思います。

しかし、答弁にもありましたように、使用期間が短い割に費用がかかっていること、天候に左

右され、6月ではまだ水温が冷たいということで、子供たちもプールに入りたがらないという話も聞きます。

民間に水泳授業をお願いするということで、水質、水温などの適正な管理のもとで水泳授業が行えること、専門の指導者に教えていただくことで子供の水泳力強化にもつながるとともに、学校の先生の負担も軽減されるのではと考えます。

しかし、民間事業者のことを考えると、高浜小学校1校だけではなく、市内の小学校全てが実施できれば、より多くの民間資金の投資を期待できると思いますが、この点についてはどう考えているのか、お聞きします。

○議長（幸前信雄） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 市内の小学校で、吉浜小学校と翼小学校の屋外プールは改修や新設したところということで、当分の間は使用できます。すぐに全小学校の屋外プールをなくすということは現時点では難しいのかなというふうに捉えておりますが、高浜小学校の運用状況、こういったものを判断する中で、他の小学校についても、学校関係者と協議して進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（幸前信雄） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。

先日、説明のありました公共施設総合管理計画の中には、複合化施設の跡地活用方針が明記されています。歳出を抑える一方で財源を確保する取り組みは必要であると認識していますが、勤労青少年ホームの跡地活用について基本的な考え方は何か、お聞きします。

○議長（幸前信雄） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 勤労青少年ホームの跡地活用につきましては、基本的にはスポーツの拠点を整備するというを考えております。この施設整備につきましても、民間事業者の資金により整備していただくことを考えております。この考え方というのは、公共施設マネジメント基本方針の5つの柱に掲げていますように、PFIやPPPなど民間活力を導入することに基づくものでございます。

また、跡地活用ということでは、公共施設総合管理計画において跡地活用方針、これをお示ししています。基本的には、売却または有償貸し付け、無償貸し付けといった選択肢の中で考えてまいりますが、あわせて自主財源の確保といった視点を意識し、対応してまいりたいと考えております。

○議長（幸前信雄） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。

このスポーツの拠点ということでは、手を挙げる事業者がいるのか、市のほうで把握しているようでしたらお答えいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） こうした事業といったものは、やはり事業者がいるかどうかといったところが、1つのまたポイントでもございます。

市といたしましても、こうした構想を練る段階では、民間事業者さんのほうに提案の可能性があるかどうかといったものも探ってございます。今年度、市場調査のほうを行っておりますが、その聞き取りからでは、可能性があるということで御理解いただければと思います。

また、平成28年度におきましても、公共施設あり方検討特別委員会でもスケジュールを御説明させていただきましたが、さらに市場調査のほうを行わせていただき、民間事業者の参加意欲があるかどうかの把握を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。

それでは、民間から提案を求めるということで、庁舎整備では公募型プロポーザル、今回の高浜小学校等整備事業ではPFI方式で民間からの提案を求めています。勤労青少年ホームの跡地活用については、どのように提案を求めて、どのように事業者選定をするのか、お聞かせください。

○議長（幸前信雄） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 勤労青少年ホームの跡地活用につきましては、市が保有する土地を活用して、民間事業者の資金により屋内プールの設置等、市が求める事業を実施していただけるよう提案を求めてまいります。

募集に当たりますには、できるだけ多くの事業者が参加していただけるよう条件整理を行って提案を募集し、公募型プロポーザルや総合評価入札方式等により事業者の選定を行ってまいりたいと考えております。

○議長（幸前信雄） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。

事業に興味を示している事業者がいるということですが、こうした事業はタイミングが重要であると考えますので、この機を逃さず進めていってほしいと思います。

公共施設のあり方の取り組みは、おくれればおくれるほど市民の負担がふえていきます。市民との合意形成を図りながら、タイミングを逃さず着実に推進されることを期待しております。

今後、高齢化が進行する中、社会保障費の増大は避けて通ることはできません。限られた財源の中でどうやりくりしていくか、全体のバランスを考慮しながら公共施設総合管理計画を推進していただくことをお願いいたします。

最後に、今回の市庁舎、高浜小学校等整備事業、勤労青少年ホームの跡地活用の3つの大きなプロジェクトにおいて、たくさんの民間の知恵と資金と技術が投入されると思います。この投入

されるエネルギーが箱物だけに投入されるのではなく、せっかくの機会です、この経験を通して、若い職員力を大きく伸ばすチャンスとも捉え、進めていただければと思います。それこそ高浜市政の長期計画の礎になると考えています。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（幸前信雄） 暫時、休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時9分休憩

午前11時15分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員、一つ、教育行政について、一つ、生活困窮者自立支援事業について、以上、2問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、お許しをいただきましたので、通告の順に質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、教育行政について。

文部科学省は、本年1月25日に、学校の組織改革や教員の資質向上に関する2016年度からの5カ年計画、「次世代の学校・地域」創生プランを公表しました。

学外の人材を活用して教職員を支援するチーム学校を推進するために、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーなどを、20年度から計画的に配置する方針が明記されました。

この計画は、昨年12月の中央教育審議会の答申を踏まえて、今後進める施策と工程表が盛り込まれています。

チーム学校は、教員と外部人材が連携して学習指導の充実やいじめ、貧困などの課題に対応していくという考え方ですが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの多くは非常勤で、人数も不十分なので、今後、ICT専門員や部活動指導員などを含めて、法令上必要な職員と位置づけて全国展開する方針とのことです。

また、教員の資質向上に向けて、学生が学校現場を体験する学校インターンシップの導入や教員の経験年数ごとに身につけるべき能力を示した教員育成指標の作成を進めます。

地域と学校の連携につきましては、保護者や地域住民などによる支援組織の機能強化、また、先進事例の普及啓発を段階的に行うことなどが盛り込まれました。

文部科学省が実現を目指すチーム学校とは、教育現場が抱える課題の解決のために、教員だけでなく、さまざまな専門家や事務職員の力を積極的に活用して、学校全体の組織力や教育力を高める取り組みのことです。

チーム学校導入の背景に、学校教育現場でのいじめや不登校、発達障がい、保護者の貧困問題

など課題が多様化、複雑化する傾向にあり、高い専門性が求められ、さらに、諸外国と比べ日本の教員は勤務時間がかかなり長く、教員以外の専門スタッフの活用割合も低いことなどです。経済協力開発機構、OECDの調査によりますと、日本の中学校教員の1週間当たりの勤務時間は53.9時間に達し、調査参加国の平均38.3時間と比べ大きく上回っています。一方、授業時間は17.7時間で、平均19.3時間より短く、教師が業務に追われ、生徒と向き合う時間が十分に確保できないというのが現実であります。

これは、学校に教員以外の専門スタッフが不足していることが一因になっているとのことです。例えば、学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合は、アメリカが44%、イギリスは49%、日本は18%とかなり低い割合となっています。これらのことから、チーム学校の取り組みを進め、専門スタッフがふえれば、教員が授業や生徒指導に専念できる環境が整うと期待をされております。

多忙な日本の教員はさまざまな課題を抱え、子供たちの学習指導や生徒指導、部活動など幅広い業務を抱えており、最も大事な授業に専念したいのにできない教員もいるとのことです。

教員の負担を減らし、さまざまな課題に迅速かつ的確に対応できるようにするために、専門スタッフの増員と、さらに学校や教員が専門スタッフと連携、分担して業務に当たる体制の整備もしていかなければなりません。時間的に余裕ができれば、授業の準備や教材の研究に一段と力を入れることができる上に、学校内外の研修にも参加しやすくなります。何より子供たちと向き合う時間がふえ、一人一人の個性や学習状況に合わせた質の高い教育が期待できます。

一方、学校運営に地域の多様な人材がかかわることで、学校を核とした地域づくりを進めることも可能と言われています。本市におかれましては、公共施設のあり方の中で、既に学校を核とした地域協働のまちづくりを目指しており、これから国が進めようとしている教育改革と同じ方向ではないかと改めて実感したわけでございます。

チーム学校につきましては、国もこれから本格的に取り組んでいくわけですが、ぜひ積極的に推進していただきたいと願うものでございます。

そこで、お尋ねいたします。

(1) 本市における学校教育現場での教員の勤務状況や授業以外の業務内容について、(2) チーム学校の推進について、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、生活困窮者自立支援事業について、お尋ねいたします。

厚生労働省の調査によりますと、ひとり親家庭は約146.1万世帯で、母子家庭が123.8万世帯、父子家庭は22.3万世帯です。就業率は、母子で80.6%、父子で91.3%、年間就労収入は母子で平均181万円、父子で平均360万円です。一般家庭に比べ就業率が高い反面、育児との両立のために非正規雇用となるケースが多く、収入もかなり低い状況となっています。そのため、貧困率も、ひとり親家庭に限ると54.6%と高い比率となり、ひとり親家庭への支援はとても重要です。

一方、貧困層の親子は、お金がなくて火の車だとしても、親子ともにそれを隠そうと必死で努めていたり、多くの親が我慢に我慢を重ねて、かけ持ちで仕事をしながらも子供たちのために尽くしているケースも少なくないので、実態が見えにくい一面もあるということです。

子供の貧困という言葉も、聞いたことがある人々はだんだんふえてきました。今や日本の子供の6人に1人の子供が貧困と言われています。少子高齢化がますます進み、人口減少に歯どめのかからない日本の未来にとりまして、今、生きている全ての子供たちを社会の担い手になってもらえるように大切に育てなくてはならないと思います。子供の未来は日本の未来でもあります。

このような中、ようやく国も、2016年度予算に児童扶養手当の拡充や就労支援、子供学習支援など、ひとり親家庭を支援する施策が手厚く盛り込まれました。

子供の貧困は、負の連鎖による貧困層の固定化を招くおそれがあります。貧しい家庭環境から勉強する機会が十分に与えられず、高校や大学への進学をあきらめてしまう子供も多く、その結果、大人になっても低収入や不安定な仕事につかざるを得なくなり、また、その子供の世帯も貧困に陥ってしまうというケースが多く見られます。

貧困が不登校や高校中退、いじめなどの温床にもなっています。子供の将来が生まれ育った環境で決められてしまう社会は、望ましい姿ではありません。

貧困の連鎖を断ち切るには、子供への教育支援を初め、親への就労支援、生活支援などさまざまな視点から切れ間のない充実した支援が必要です。安倍首相も、子どもの貧困対策元年と、本気になって子供の貧困対策を進めようと、子供の貧困対策のさまざまな分野で先駆的な活動を進めている民間団体や研究者、そして当事者の学生たちが手をとり合って、子供の貧困対策センター、「一般財団法人あすのば」が昨年6月19日に設立されました。

また、自立支援制度は人々のきずなを強め、地域づくりの基盤となるもので、地域包括ケアシステムの構築も視野に入れ、困窮者支援全体を見通せるような形で進めていくようにしなければならないと思います。

日本は、かつてのように中間層が厚い社会に戻ることはないでしょうし、そうした低成長の中でも、人が幸せに生きていくために何ができるのか、今後は生活困窮者の自立への出口戦略をしっかりと確立し、将来的には、困窮・孤立者を生まない新しい地域社会の創造に向けた取り組みを願うものでございます。

昨年の9月議会で質問をさせていただきましたが、本市におかれましては3つの任意事業をスタートさせ、特に子供の学習支援では、いきいき広場でNPO法人アスクネットや大学生のチャレンジサポーターの皆様の御協力をいただき、先進的な取り組みをしてくださっています。多くのボランティアの方々による昼食づくりと、皆さんといただく食事で、多くの大人の方々の温もりも味わうことができたのではと思います。

就労準備支援事業では実績がゼロ件との御答弁でした。ひきこもりやニートの方が一体どれく

らいお見えになるのか把握していますでしょうか。秋田県藤里町では、社会福祉協議会が住民を戸別訪問した結果、ひきこもりの人が113人に上ることが判明したそうです。そこから一般就労につながる取り組みを推進されたとのことで、アウトリーチを推進していくことが必要だと思います。

そこで、初めに、（１）生活困窮者自立支援事業の進捗状況と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

また、大阪府豊中市の社会福祉協議会は、2004年から地域福祉計画に基づき、豊中市より委託を受けて、中学校区ごとにコミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域福祉推進のキーパーソン役として取り組んできました。制度のはざまの問題に対応し、公民協働で支援を行ったり、新しい仕組みを開発したり、セーフティーネットの構築と、住民と行政、事業所とのつなぎ役がコミュニティソーシャルワーカーの存在です。

豊中市の地域福祉は、全国でも高く評価を受け、2008年には日本地域福祉学会の優秀実践賞をいただくなど、先駆的な取り組みをしてみえます。

相談内容も、ひきこもり、ホームレス、ごみ屋敷、DV、精神障がい、高次脳機能障がい、発達障がいなど制度のはざまの課題に、コミュニティソーシャルワーカーが住民とともに直面し、社会包摂しながら支援を行っています。そして、さまざまな多くの問題を解決してみえます。2009年度からは、就労やひきこもりに悩む青年期の家族交流会を毎月開催し、地域参加や就労へのチャレンジ、ボランティア活動なども行っています。社会的孤立状態にある人や必要な支援につながらない人の声なきSOSをキャッチし、行政や自治体、住民、ボランティアなどと連携しながら、地域全体で支える仕組みづくりに取り組んできている。

昨年の7月に福祉文教委員会で視察に行かせていただき、9月議会で質問しましたが、本市におかれましては、ようやく愛知県社会福祉協議会が実施するコミュニティソーシャルワーカーの養成研修を受講する予定との御答弁でしたが、研修を受けられ、今後どのように取り組んでいられるのか、お伺いします。

そこで、（２）行政や地域住民、ボランティアとコミュニティソーシャルワーカーが連携して取り組む仕組みづくりについて、当局の見解をお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（幸前信雄） 教育長。

○教育長（岸上善徳） それでは、小野田由紀子議員の1問目、教育行政について、（１）学校教育現場での教員の勤務状況や授業以外の業務内容について、（２）チーム学校の推進について。

初めに、（１）学校教育現場での教員の勤務状況や授業以外の業務内容についてお答えいたします。

教員の勤務状況につきましては、各学校によって5分ほどの違いはありますが、通常は午前8

時15分から午後4時45分が勤務時間となっており、その間に15分と30分の合計45分の休憩時間があるという状況であります。

教員の主たる業務は授業を行うことに尽きますが、それ以外にも実にさまざまな業務があります。授業を行うための事前準備としての教材研究や、授業で使う教材、資料、授業プリントなどの準備に加え、テスト問題の作成や採点もあります。また、それに続く成績処理や通知表、指導要録、各種帳簿類の作成があり、その他、同じ学年の教員で計画を立てたり、打ち合わせを行ったりする学年会、生徒指導や子供たちへの支援について話し合う指導部会、公開授業や研究授業の協議をする教科部会、さまざまな行事のための準備会などの各種会合があります。ほかにも、子供や保護者との相談活動、家庭訪問、不登校対応があります。

また、部活動を見てみますと、小学校では金管や合唱などの部活動指導がありますが、中学校では日々の練習計画や実際の指導を行い、休日には練習試合や試合会場までの引率があるなど、部活動指導が大きな比重を占めています。これら業務をこなす教員の勤務状況は、季節によって忙しさの状況もさまざまですが、年度の初め、大きな行事の前、成績処理の時期などでは特に多忙な状況にあります。

次に、(2) チーム学校の推進について、お答えいたします。

学校には、その役割を適切に果たせるよう、地域と連携協力しつつ、それぞれの学校や地域の実情に応じて特色ある質の高い教育活動をみずからの責任として主体的に展開し、市民の期待に応えていくことが求められています。

そして、学校が子供たちに、より充実した教育を提供するには、学校教育を担う教員の資質向上を図るとともに、優秀な人材を確保することが必要です。そのため、教員が担当する教科や児童生徒への指導方法などに関して幅広い知識や技能を習得するなどの自己研さんに励むことができる環境づくりや、一人の社会人として公私ともに充実した生活を送ることができるような教職としての魅力を高めることが大切です。

しかし、現実には、教員が勤務時間内で全ての業務を処理することが非常に困難な状況となっており、これは、社会の価値観の多様化や、地域や家庭の教育力の低下など、学校を取り巻く環境の変化から、授業以外のさまざまな業務が学校に持ち込まれていることも一因であります。

そうした状況の中、市内の学校が行うべき業務とされたものについて、学校とその管理機関である教育委員会との間での事務分担や教育委員会による支援のあり方についても考えていく必要があります。本市においては、具体的には、教育基本構想を取り組む中で、毎年、学校と教育委員会との連携を確認しています。

また、学校の組織運営体制の整備・充実も大切であります。学校は、子供たちの教育を担う教員が子供と向き合う時間を確保した上で、学校としての明確な教育方針のもとに、個々の教職員の活動を有機的に結びつけ、組織的、一体的な教育活動を展開していくことが肝要ですので、そ

れが可能となるよう、組織的な学校運営を行う体制を整備し続けることが必要となります。

そのための方策として、管理職向けには、研修による管理職の意識改革やマネジメント能力の向上を図ってまいりました。特に本市では、学識経験者による各学校の入り込み指導を継続して実施してきた結果、各学校がミッションに立ち向かう集団として組織され、お互いに力を合わせて課題に向き合えるようになってきました。

一方、学校内における教職員の適切な役割分担を図るためには、校長の全体統括のもと、各教職員のそれぞれの立場に応じた役割を明確にすることが必要であります。例えば、食育や読書活動などでは、栄養教諭や学校司書などの職員を配置して活用していくことや、学校事務部門を強化していくことにより、今まで教員が担ってきた事務作業を事務職員が一括して処理すること、あるいは、教員以外の専門的職員や支援的職員を配置して、適切な役割分担のもとで学校が一つのチームとして機能を発揮するようしていくことなどが考えられます。これにつきましては、今年度から学校間における連携による協力体制を明確にし、学校の管理運営に係る事務の適正化及び効率化について検討するとともに、学校の事務の共同実施を円滑に行うことを目的とした組織を翼小学校内に立ち上げ、効率的な事務処理について作業を進めています。

また、特別支援の支援員としてのサポートティーチャーやスクールサポーター、不登校の対応をするスクールヘルパーの配置は、これまでも続けてきた取り組みでもあります。

また、教頭や各主任などが校長を補佐し、中間的にそれぞれのグループの取りまとめや調整を行うなどして組織的に運営が行われることが必要でありますので、専門的な知識や技能を有する外部人材を活用することも必要であると考えております。例えば、部活動の指導や不登校などの児童生徒の対応、登下校時の安全指導、給食指導などについては、外部の人材を活用することは極めて有効であると考えています。

現在、中学校の部活動指導には、野球、卓球、ソフトボール、陸上、バスケットボール、剣道で外部の方に指導に入ってもらっています。部活動に外部の方が指導に入ることは、子供の指導にとって大変有効ですが、部活動の顧問も一緒に指導に当たっておりますので、これによって単純に教員の多忙化が解消されているとは言えません。

また、不登校などの児童生徒の対応には、高度な専門性を有する人材でないと対応が難しい場合も多く、これも対応職員を配置したからといって、すぐに教員の負担軽減になるとは限りません。

外部人材の円滑な活用を進めるためには、地域と学校をつなぐコーディネーターの果たす役割が極めて大きく、通常、この業務は各学校の教頭が行っています。コーディネーターである教頭にかかる負担は大きなものがありますが、地域の協力を得ながら、学校が地域の核として発展していく方向性は、高浜市が目指すものであります。

以上、チーム学校としての外部人材の活用については、今後とも有効活用を図っていく必要が

あることを認識しておりますが、一方で、外部人材の活用の難しさについても申し述べさせていただきます。

学校として質の高い教育活動を展開していくためには、全教職員が学校としての方針を共有した上で、組織的な連携のもと、みずからの役割について責任を持って果たしていくことが必要であると考えています。このような学校運営体制のもとでは、教員が子供たちへの教育から学校事務、外部対応に至るまで学校のありとあらゆる仕事を過度に担うのではなく、授業や学級経営を中心とした子供たちへの教育に専念することがしやすくなると考えております。

いずれにしましても、学校が地域社会の中で果たすべき役割や、その役割を効果的、効率的に果たすために必要な組織運営体制のあり方はどういうものなのか、教員の本来業務はどういうものなのかについて検討していくことは、まさに学校教育の根幹にかかわる問題であり、より広範な検討を今後さらに進めていく必要があると考えております。

チーム学校としての重要な役割を担うスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーについては、愛知県教育委員会では毎年増加していく方針を示しています。本市では、来年度、一部の学校に主幹教諭を配置するなど、学校の運営体制の改善を積極的に進めてまいります。そして、学校として組織的で一体的な教育活動が十分に展開されているか、また、学校が担うべき業務について各教職員の適切な役割分担と連携が十分になされているかという観点から、学校の運営体制そのものについて継続的な見直しの必要があるとの認識を持っていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、小野田由紀子議員の2問目、生活困窮者自立支援事業について、（1）生活困窮者自立支援事業の進捗状況と今後の取り組みについて、（2）行政や地域住民、ボランティアとコミュニティソーシャルワーカーが連携して取り組む仕組みづくりについて、それぞれお答えを申し上げます。

初めに、（1）の生活困窮者自立支援事業の進捗状況と今後の取り組みについて、お答えいたします。

生活困窮者自立支援制度については、法律が施行して間もなく1年を迎えます。

本市においては、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者本人の希望に応じて豊かな選択肢を提案できるよう、法律で必須事業とされている自立相談支援事業に加えて、平成27年度から、家計相談支援事業、就労準備支援事業及び生活困窮家庭の子供に対する学習等支援事業の3つの任意事業に取り組んでいます。

これらの事業の本年度の実績を申し上げますと、全ての支援の入り口となり、この制度の扇のかなめである自立相談支援事業については、毎月約10件、昨年4月からことしの1月までの10カ月間の累計で97件の相談を新規に受け付け、生活に不安や心配のある方々の課題の解決に向けた支

援を行ってまいりました。

厚生労働省の調査によれば、自立相談支援事業の1カ月当たりの新規の相談受け付け件数の全国平均は、昨年4月から12月までの9カ月間で人口10万人当たり14.8人となっており、人口規模を勘案すれば、本市の実績、人口10万人当たり21.0人となり、これは全国平均を大きく上回ることとなります。

こうした新規の相談者のうち、収入よりも生活費が多くかかっているなど家計に問題を抱えている生活困窮者に対しては家計相談支援事業を、また、就労支援が必要な生活困窮者に対しては自立相談支援機関による就労支援をそれぞれ支援プランに位置づけ、専門的な知識や経験を有する職員が個々の相談者の課題に寄り添った支援を行い、これまで一定の成果を上げてきたところです。

一方で、昨年6月から実施している就労準備支援事業については、いまだその支援実績がゼロ件となっています。本事業では、ひきこもりやニートなど一般就労に向けた準備が整っていない生活困窮者を支援対象とすることが想定されていますが、全国でもその利用者は、昨年12月までの累計で150人とどまっており、こうした社会とのかかわりに不安を抱えている、あるいはみずから社会との接点を持とうとしない人たちを支援につなげることへの困難さを実感しているところがございます。

本市においては、昨年9月に議員の進捗状況に関するお尋ねにお答えした以降、自立相談支援機関専用の電話番号とメールアドレスを新規に開設し、こうした人たちが相談に訪れなくても電話やメールで気軽に相談できる環境を整えるとともに、就労体験のより実践的な場を用意する観点から、食品の製造・販売業を行う株式会社おとうふ工房いしかわに、新たにこうした生活困窮者の受け入れに御協力いただくなど、その利用の促進に向けた取り組みを推進してきたところがございます。

また、議員の質問の中で御紹介いただいた秋田県藤里町では、卓球やカラオケ大会など居場所の提供では全然あられなかったひきこもりが、失業者のための支援事業には、働くきっかけを求めて次々とあられたという成功事例を報告しています。

このため、本市においても、孤立した生活困窮者が、より相談しやすくなるよう、国が行う無料職業紹介・職業相談などと相談支援事業とを一体的に実施し、福祉ではなく就労を入り口にする相談支援の仕組みを導入するということについても、今後、先進自治体の取り組みも参考にしつつ、検討してまいりたいと考えております。

ひきこもりやニートは、本人や家族にとって大きな負担となるだけでなく、その増加は、将来の地域の担い手の減少や社会保障費の増大につながることから、地域で一体となって対応すべき課題であると言われています。

今後は、就労をキーワードにしたアプローチや地域の関係機関とのネットワークを充実・強化

し、そこから生活困窮者の情報をいち早く把握し、必要に応じてアウトリーチを行うなど、支援を行う側が積極的に支援の必要な生活困窮者との接点を見つける努力を行うことにより、本事業の利用につなげてまいります。

次に、生活困窮世帯の子供に対する学習等支援事業の実績についてお答えいたします。

昨年7月から生活困窮世帯の中学生を対象にスタートした学習等支援事業、ステップについては、これまで地域や学校の理解と協力を得ながら、地域で一体となった取り組みを行ってきました。本年2月末日現在の利用登録者は36人となっており、その世帯の状況は、生活保護受給世帯の子供が2人、就学援助受給世帯の子供が24人、その他の不登校や特別支援学級の子供が10人となっております。このように幅広い対象者を受け入れているのがステップの大きな特徴の一つですが、こうした取り組みにより、生活保護受給者だけが集まる閉鎖された環境ではなく、地域に開かれた明るい環境、雰囲気をつくれていると考えています。

毎回の利用者数は、平均すると約16名、本登録を行った昨年9月から本年1月までの利用者数は、延べ人数で370人となっております。その成果については、現在行っているアンケート調査により把握することにしておりますが、多くの子供たちが自分の将来を前向きに考えられるようになり、地域との関係性も築きつつあるなど大きな成果を上げることができたと考えております。

平成28年度からは、議員が御指摘しているとおり、社会的、経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭に対する支援の重要性に鑑み、ひとり親家庭の小学生に対する学習支援を新たに実施するとともに、現在のステップの対象を高校生まで拡大し、高校中退防止の取り組みを行うことにより、小学校高学年から高等学校卒業まで、子供の成長段階に即した、切れ目のない貧困対策を実施することを予定しています。

また、現に支援につながっていない子供たちの中にこそ、本人や家族が複雑な課題を抱えている場合など支援が必要なケースが少なくないと考えられることから、子ども健全育成支援員を1名増員し、家庭訪問を積極的に行うなど、支援につながっていない子供への働きかけを強化することにいたしました。

また、ステップに通う子供たちが中学校を卒業して高校生になったときには、引き続きステップの学習等の支援を受けさせる一方で、ひとり親家庭の小学生の学習支援の担い手として活躍できるような出番を用意することを考えています。支えられる安心感を得るとともに、支える側にもなっていく、こうした転換のきっかけを一連の支援の中に織り込むことによって、将来の地域社会、高浜市に貢献する人材としての自立を、より確実なものにしていきたいと考えているところです。

次に、(2)の行政や地域住民、ボランティアとコミュニティソーシャルワーカーが連携して取り組む仕組みづくりについて、お答えいたします。

近年の少子高齢化の進行や地域の連帯感の希薄化など地域社会が大きく変容していく中、議員

が支援のはざまの課題とおっしゃるとおり、地域では公的な福祉サービスでは対応し切れない多様な福祉課題やニーズが生じてきております。

こうした地域における多様な課題やニーズに対応し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくためには、市民一人一人が、地域が抱える課題に対してそれぞれの立場でできることは何か、また、行政と一緒に取り組んでいけることは何かということを中心に考え、行動に移すことが重要であると考えています。

このため、本市においては、地域が抱えている課題を資源開発や政策形成につなげるための会議手法を体系的に整理し、全ての市民が安心して生活し続けることができる包括的な支援体制の構築に取り組んでいくことを考えています。

こうした包括的な支援体制を構築するためには、地域における人のつながりや助け合いといった根っこの部分をしっかりさせることが何より重要であると考えており、そのためには、地域福祉のコーディネーターの役割を担うコミュニティソーシャルワーカーがキーパーソンとなり、地域の社会資源や人的資源を活用し、公的な福祉サービスとうまく組み合わせながら地域の支援体制を整備していくことが重要であると考えております。

このため、本市では、大阪府豊中市の取り組みも参考にしつつ、コミュニティソーシャルワーカーが地域レベルで活躍できるような仕組み、会議体系を構築するとともに、こうした担い手として、福祉全般に一定の知見を有するのみならず、地域の中ではざまのニーズをすくい取ることができる人材、地域と近い距離感で地域課題や地域住民の力を引き出すことができる人材の発掘、育成に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、本市においても、2025年をピークに生産年齢人口が減少に転じることが予想されています。こうした中、高浜市の将来を担う子供たちや、これまで支援される側であった人たちが社会の担い手、地域福祉の担い手として自立し活躍できるよう、将来を見据えてその支援に取り組んでまいりますので、引き続きの御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 御丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

教育行政ですけれども、学校の先生方の勤務状況や業務内容につきまして御答弁を伺いましたけれども、やはり日々多忙ということで、本当に授業以外のさまざまな業務もあり、先生方の負担が大きいかなというふうに実感いたしました。

こういった教員の負担を減らして、授業や生徒の指導に専念できる環境を整えていきたいということで、地域創生プランの中にチーム学校が盛り込まれたわけでございます。

今後、外部の人材と連携して、学習指導の充実やいじめや子供の貧困などさまざまな課題に対応していくという考え方でございますけれども、現在、高浜市は、学校とPTA、地域との連携

や取り組みにつきましては、具体的にどのような様子なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（幸前信雄） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（岡本竜生） お答えいたします。

各学校におきまして、PTAとまちづくり協議会、町内会など地域諸団体と協力して取り組んでいる内容にはさまざまなものがありまして、どの学校においてもかなり充実した内容となっております。

例えば、港小学校を例として説明させていただきますと、PTA、まちづくり協議会、町内会のほかにも、港小学区おやじの会と南部公民館、港キッズクラブまで含めまして、これらが一体となって取り組みを進めております。

まず、基本的に、おやじの会が計画し推進しているものにふれあいサンデー事業がありまして、地引網体験、コケ玉づくり、ペットボトルロケットづくり、夏休み地域交流事業、ビーズアクセサリづくり、そば打ち体験、パンづくり体験、もちつき、豚汁大会、グラウンドゴルフなど、多彩な活動を他団体と協力して行っております。夏休み地域交流事業では、キッズクラブの子供たちも運営スタッフとして活躍しております。ほかにも青パト防犯活動、資源回収、キッズクラブ防災キャンプ、南部公民館夏休み算数教室などがあり、これらについても関係団体が力を合わせて取り組み、子供たちのために活動をしていただいております。

また、これら事業だけでなく、授業においても、1年生の生活科の昔遊びやまち探検などに協力をいただいております。

以上、港小学校を例にお話をいたしました。他の学校においても同様の活動がそれぞれの学区の特性を生かした形で行われており、まさに高浜市が目指しております地域諸団体が学校の応援的存在として活躍する高浜版コミュニティスクールの具現化が進んでいるところであります。

今後とも各活動の意義や価値を見直しながら、学校と関係諸団体が協力して、子供たちの健全育成を進めていきたいと思っております。

○議長（幸前信雄） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 今、港小学校のお話を伺いましたけれども、PTAと、それから地域の皆さんが本当に熱心に取り組んでくださっているということで大変驚きましたけれども、まさに地域と学校の連携、協働ということで、高浜のコミュニティスクールの具現化が進んでいるんだなということを実感させていただきました。

「次世代の学校・地域」創生プランの3本の柱の一つが、今、おっしゃいました高浜版のコミュニティスクールですけれども、コミュニティスクールの具現化が進んでいると。もう一つの柱でありますのがチーム学校でございますので、今後、学校の教育力、組織力を向上させていただきまして、学校が多様な人々とのつながりを得ながら、保ちながら、学ぶことができる場を目指して、着実な推進をお願い申し上げます。5カ年計画の中で進めていくということでございます。

ので、前向きに進めていっていただきたいと思います。これは要望させていただきます。

それから、次の生活困窮者支援事業についてですけれども、大変前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。着実な推進をしてくださっているということで、心強く思ったわけですが、一つ、二つ質問させていただきたいと思います。

質問の中でも触れましたけれども、秋田県の藤里町では、国内で初めて全戸調査を実施し、その結果、ここは人口約3,600人と少ないわけですが、この3,600人の中に就労せずに引きこもっている人が113人もいることが判明しました。人口規模を考えれば、高浜市にも決して少ない数のひきこもりがいると考えられますけれども、現在の市内のひきこもりの人数を把握されていればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 内閣府が平成22年に行ったひきこもり実態調査によれば、全国には約70万人のひきこもりがいると推計されております。

本市におけるひきこもりの人数につきましては、これまで調査したことがないため把握しておりませんが、今後、ひきこもりやその家族に対して効果的な支援を行うためには、まずはその人数を把握することが重要であると考えております。

しかしながら、高浜市の人口規模に鑑みれば、藤里町のように全戸調査を行うことは現実的ではなく、何らかの方法で全数を推計する必要があると考えております。

ただし、ひきこもりににつきましては明確な定義がないことに加えて、本人と社会との関係性が失われていたり、また、家族の中には地域に知られたくないという思いがあることも考えられることから、市民を対象とした単純なアンケート調査では、実態に即した結果を得ることが難しいという課題がございます。

このため、どのような方法が市内のひきこもりの実態に即した推計となるかについては、今後、国や先駆的に実態把握に取り組んでいる自治体の推計方法等も参考にしながら、一定の時間をかけて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ひきこもりに関しまして、もう1点、お伺いしたいと思います。

私も何人か心当たりがありますけれども、現にひきこもりに悩んでいる方が市内にいらっやいます。ひきこもりを支援につなげるためには、こうした情報をもとに、アウトリーチを積極的に行うことが重要であると考えますけれども、この点につきまして市の見解をお聞かせください。

○議長（幸前信雄） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 議員がおっしゃるとおり、地域の関係機関や民生・児童委員、地域住民の方々等からの情報提供を受け、相談員が訪問するという方法は、みずから相談に訪れることができない、あるいは、訪れることを望まないひきこもりの方々を早期に発見し、支援につな

げるための積極的な支援手段の一つであると考えております。

しかしながら、アウトリーチは家庭や居場所といった個人のプライベートな領域への介入を伴うため、当事者の負担感や抵抗感は非常に強く、また、相談員との信頼関係が構築されていない段階で本人の意向と異なる支援をむやみに行うことで、かえって心理的に追い込んでしまう結果となる可能性も否定できないところでございます。

実際に、現在の状態をどの機関なら相談したいかという質問に対して、自宅に専門家が来てくれるという選択肢を選んだひきこもりの方は1.7%しかいなかったという内閣府の調査結果もございます。

こうしたことから、アウトリーチについては、その実施により期待される効果のみならず、引きこもっている方やその家族の方、実際に支援を行う相談員の負担感等を勘案しながら、個々の事案ごとに慎重に検討した上で行っていきたいと考えております。

○議長（幸前信雄） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

ひきこもりにつきましては、外見からなかなかわからないために社会に認知されず、福祉制度のはざまに陥ってしまっていることが少なくないと考えております。このため、現に悩んでいる若者や家族の方たちが市内にこれだけいるということを地域の方々に知ってもらうことが、こうした方々を地域で支援する機運を醸成する第一歩になると考えております。一定の時間を要するということにつきましては、理解をさせていただきますけれども、ぜひともその実態把握に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

生活困窮者自立支援事業につきましては、3つの任意事業の中でも、特に子供の学習支援につきましては、9月から本年1月までの利用者が延べで370人と、多くお子さんが参加されたわけでございますけれども、今後新たに健全育成支援員を1名増員するということですので、支援を必要としている全てのお子さんが支援につながるような積極的な取り組みをお願いいたします。

子供の学習支援につきましては、本当に温かい雰囲気の中で、一緒に食事を楽しみながら、いい大人との出会いがありますので、1年もたっていない短い期間に、お子さんが自分の将来を前向きに考えられるようになったというのは、これは大きな成果だと思います。参加すれば必ずお子さんが変わると思っておりますので、粘り強く支援につなげていただきたいと思っております。

今後は、高校生や小学校高学年にまで拡充される、また、高校中退防止の取り組みを行うとの心強い御答弁でしたけれども、貧困の連鎖を断つには、子供が学力をつけることだと言われております。高校はもちろんのこと、大学へ進学するような成果につなげられるよう期待をさせていただきます。

また、コミュニティソーシャルワーカーの今後、キーパーソンとしての活躍ができるよう、前向きな取り組みもお願いしておきます。

以上で、私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（幸前信雄） 暫時、休憩いたします。再開は午後1時30分。

午後0時12分休憩

午後1時30分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、黒川美克議員。一つ、市民と協働のまちづくりについて。以上、1問についての質問を許します。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告による一般質問をさせていただきます。

私は昨年6月の定例会におきましても、市民と協働のまちづくり、主に町内会とまちづくり協議会に関する一般質問をさせていただきました。

当時の質問の背景は、まちづくりにかかわる市民の声として「これまで積み上げてきた協働のまちづくりの基盤、あるいは協働に対する行政の認識が弱くなっているのではないか」という声を多く聞くようになったことでありました。私は町内会長も経験させていただき、まちづくり協議会の活動にも長くかかわっておりますので、従来のまちづくりの現場と現在の現場との違いは肌でわかります。その現場感覚に基づき質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

さて、平成23年4月に施行された高浜市自治基本条例、その前文には「市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、『高浜市らしさ』を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です」とあります。協働のまちづくりは本市の大きな特徴であり、まちづくり協議会の設立では、平成17年3月の高浜南部まちづくり協議会の設立から平成21年5月の高浜まちづくり協議会の設立まで4年以上の歳月をかけて丁寧に立ち上げ、これまでまちづくり協議会の立ち上げや防犯・防災を初めとするさまざまな活動に汗をかいてこられた多くの市民の皆さんが積み上げてきたプロセスがあります。

行政におきましても、当時の地域政策グループの職員や多くのまち協特派員が一体となって地域とともにまちづくりを推進する力強さを感じさせ、まち協への理解をあの手この手で展開し、まちづくりシンポジウムの開催などまちづくりへの熱い思いを持った職員がまちの中に散らばり、協働のまちづくりを引っ張っていたように思います。人づくり、まちづくり10年と言われます。現在はその集大成となる重要な時期であります。地域が元気になれば市全体が活気あふれるまちになる。安心・安全なまちづくりにつながる。そこで、今回はみんなで高浜市をつくり上げてい

くという協働の原点に立ち返り、協働を次のステージに進めてほしいとの願いを込め、前回の答弁の進捗を中心に、一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず初めに、まちづくり協議会についてお尋ねいたします。

前回の一般質問の答弁では、「自治基本条例に掲げるまちづくり協議会の地域計画については、今年度末をめどに計画の見直しをしている」ということでした。この地域計画は、再来年度に策定する第6次高浜市総合計画後期基本計画のベースになるものであり、今年度、企画部長の実行宣言にも「3月までに地域計画の見直しを実施する」という目標を掲げておられます。まちづくり協議会ごとの地域計画の見直しの状況と、今年度中に作業が完了するかどうかの見通しについて、まずお伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 各まちづくり協議会の地域計画の見直し作業の見通しについてということですが、現在、全てのまちづくり協議会におきまして見直し作業が行われておりまして、各まちづくり協議会とも今月中には見直し案を理事会や役員会、評議委員会などに提示できるという見込みであると伺っております。

その後、各まちづくり協議会では4月から5月にかけて開催されます総会に議案として提出され、承認をいただくという手続をとられるという予定でございます。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。続きまして、地域計画の見直しでは、アンケートなどで地域住民の声を聞くことも大切だと思いますが、地域住民の声を聞くという部分はどのようにしておられるのか。また、策定後は地域の住民に知っていただくことが大切だと思いますが、どのように考えておられるのか。また、まちづくり協議会に対し、行政として見直しに対するアドバイスをすべきだと思いますが、その考え方についてお伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） まず、地域住民の声を聞くということにつきましては、事業グループでの意見交換、理事会等での意見聴取、構成団体とのワークショップ、町内会を通じたアンケート調査など、各まちづくり協議会におきましてさまざまな取り組みがなされているというところでございます。

また、行政からの支援といたしましては、学区ごとの人口の推移や将来推計、防犯などのデータを取りまとめました地域カルテをお示しするとともに、特派員や総合政策グループの職員が改訂作業に協力するなどの支援を行っているというところでございます。

なお、改訂後の地域計画の周知方法につきましては、市の広報やホームページなどでお知らせするとともに、各まちづくり協議会の会議におきまして新しい地域計画を発表される場が設けられていくものというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、まちづくり協議会の活動財源である市民予算枠事業交付金のあり方についてお伺いいたします。

市民予算枠事業交付金のあり方については、平成24年度から検討を始め、既に3年を経過しており、前回の一般質問の答弁では「平成28年度の予算編成に間に合うようにより方を示してほしい」との質問に対し、「地域経営の観点から、直接事業の運営を担っていただく市民の方々に交付金の使い道を決めていただくことも地域内分権を進めていく上で重要なことであり、使い道の自由度を高める総合交付金制度の導入について現在検討しているところである」との答弁があり、企画部長の執行宣言では「ことしの1月までに、真に必要な地域の課題解決のために使えるよう、市民予算枠事業交付金制度を見直します」という決意が示されております。

これは平成28年度の当初予算に間に合わせるという意味合いもあったかと思いますが、市の公式ホームページを拝見すると、上半期の振り返りでは「市民予算枠事業交付金制度の見直しについては、利用者との調整を要する課題が多く、今年度中の合意形成が困難なことから、平成29年度からの実施へと延期します」とあります。

そこで、まず、見直しに向けて行政が提示した市民予算枠事業交付金制度の見直しの具体策はどのようなものであったのか、お伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 市民予算枠事業交付金の見直しの具体策についての御質問でございます。

その内容につきましては、主にこれまでの事業費積み上げ方式から定率方式と協議枠の併用案への移行、また申請・交付手続の小学校区ごとでの一本化、交付金の使途の弾力化、この3つの視点を中心に、各まちづくり協議会の理事長、会長及び事務局長、また各まちづくり協議会の特派員チーフで構成をいたしますまちづくり協議会サミットにおきまして議論を進めてまいりました。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） その市民予算枠事業交付金制度の見直し案をどのように市民に提示してきたのか。また、「利用者との調整を要する課題が多く」とありますが、利用者との調整の利用者とは誰を指し、調整を要する多くの課題の中身をお伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 交付金の見直しの案につきましては、先ほど部長が答弁しましたとおり、まずはまちづくり協議会サミットにおきまして検討を進めているというところでございます。したがって、ここでいいます利用者とは、主にまちづくり協議会を指しております。

サミットの中では、主に簡素な手続の導入や地域の特性に応じた課題解決のために必要となる

協議枠に係る交付金の具体的な算定方法、まちづくり協議会の構成団体から申請される交付金の小学校区内での協議方法などが課題として上がっております。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 昨年9月の時点で、市民予算枠事業交付金制度の見直しの平成29年度への先送りを決めたということは、合意形成への意気込みはあったのかと疑問が残ります。現時点において、来年度合意形成し、平成29年度の予算編成に反映させるめどについてどのような見通しを持っておみえになるのか、お伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 交付金制度の見直しに係る来年度の見通しという御質問でございますが、本年2月に開催をいたしましたまちづくり協議会サミットの中で算定方法等の具体案をお示しし、一定の御理解を得られましたので、次回、今月中旬に開催をいたしますまちづくり協議会サミットにおきまして新しい交付金制度について御承認をいただき、平成28年度中に申請手続等に係る細部について調整を行い、その後、各構成団体に御説明を申し上げ、御理解をいただいた上で、平成29年度からの新制度の開始に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、まちづくり協議会との協議は、まち協サミットという形で、まち協のトップと事務局長を交えた会議体でさまざまな課題を共有していると思います。今年度の協議の中でまちづくり協議会側からはどのような課題や声が上がっているのか、お伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） まず、今年度のまちづくり協議会サミットの主な議題を申し上げますと、先ほどから申し上げておりますとおり、地域計画の見直し作業の進捗状況、これに関する情報交換や新交付金制度の検討というものが主な内容でございました。

このほか、課題の共有という点では、まちづくり協議会の活動を持続的なものとするために、まちづくりの担い手の育成につきまして意見交換を行っているというところでございます。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、町内会とまちづくり協議会との関係についてお伺いいたします。

これまで町内会とまちづくり協議会の関係は幾度かぎくしゃくし、困難に直面すると行政が間に入り、まちづくり協議会の趣旨を御理解いただく行動をとってきたように思います。

現在、町内会とまちづくり協議会との関係がうまくいっていない地区もあるという声を耳にいたします。あれば、その地区の原因をお伺いいたします。また、どのようなアクションをとられているのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） まちづくり協議会につきましては、地域の課題を地域の特性に応じて自分たちで解決するために立ち上げ、スタート時から各小学校区の町内会を基盤として組織してまいりました。しかし、現在の町内会を見ますと、定年の延長などのほかに40代や50代といった現役世代の方が会長をお務めになっているという、そういった状況も見られます。まちづくり協議会の発足当時とは事情が随分異なっており、まちづくり協議会の運営に対して、町内会の方々に従前と同じように積極的に参画いただくということが難しくなっているという状況が見受けられます。

こうした課題への対応といたしまして、まず、まちづくり協議会と町内会のそれぞれの現状や役割の違いを理解し合いながら進めていくということが大切であるというふうに考えており、そこで、行政といたしましてもお互いの思いについて意見交換をできる場、こういった場を設けるように努めているところでございます。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、まちづくり協議会を御理解いただく活動についてお伺いいたします。

町内会長はまちづくりを進める上で重要な位置を占めております。しかも、会長任期が1年であることを考えると、町内会とまちづくり協議会の関係について丁寧な説明が必要かと思えます。

一つの提案として、年度初めの町内会・行政連絡会か、また別の日を設けてしっかりまちづくり協議会設置の趣旨を説明し、御理解願う取り組みが必要ではないかと思えます。従来はまちづくりシンポジウムなどその趣旨を理解していただく機会もありましたが、特に町内会長への理解を求める取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 今年度の取り組みの状況につきまして申し上げますと、議員御指摘のとおり、4月に開催いたしました今年度第1回の町内会・行政連絡会の場におきまして、「町内会とまちづくり協議会について」と題しまして、町内会とまちづくり協議会の関係につきまして御説明をいたしたところでございます。また、各まちづくり協議会におきましても、新規会員を対象とした勉強会の際にまちづくり協議会の設立の背景などを説明しているところもございません。今後も、説明の必要な時期を見定めながら対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

まちづくり協議会の関係では前例踏襲的な取り組みがほとんどで、残念ながら新たな事業に取り組むということが少ないように思われます。現在のまちづくり協議会に対する課題をどのように認識し、今後どのような方向を目指すのか、まちづくり協議会の将来像についての考え方をお伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 平成27年度に、全てのまちづくり協議会が条例に基づくまちづくり協議会として市長の認定を受け、公的団体として正式に位置づけられておるところでございます。

まちづくり協議会は、高浜市まちづくり協議会条例第5条において、その活動の目的を地域の特性を生かし、地域の課題解決あるいは魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを行うというふうに規定されていることから、地域の課題解決や魅力の向上に向けた活動を定着させ、持続的なものとしていくことが必要であるというふうに考えております。

それぞれのまちづくり協議会も発足から5年以上が経過をいたしまして、これまではどちらかと申しますとまちづくり協議会の認知度を高めるためのイベント的な活動に力点が置かれてまいりましたが、今後は本来の活動目的であります地域の課題解決、魅力の向上、こういった活動目的に沿った事業を展開していくことが求められていくというふうに考えております。

そのためには、組織の運営能力を向上させるとともに、地域カルテから見えてまいりました中長期的な地域の課題を掘り起こしていただき、地域の将来を見据えた総合的なまちづくりに取り組んでいただくということが重要であるというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 全くそのとおりだと思います。

次に、町内会の関係についてお伺いいたします。

町内会の現実として、社会情勢の変化や市民の価値観の多様化などにより、町内会加入率の低下、町内会役員の負担の増加、役員のなり手不足など、町内会活動は多くの難問を抱えるようになってきております。

そこで、私は平成25年度から平成27年度までの3カ年の町内会別の加入率について担当グループに確認した結果、18町内会の加入世帯数は各年度10月1日現在で、平成25年度が1万7,849世帯に対して加入世帯が1万2,055世帯で、加入率67.5%。平成26年度が1万8,100世帯に対して加入世帯が1万1,905世帯で、加入率65.8%。平成27年度が1万8,398世帯に対して加入世帯1万1,749世帯で加入率63.9%と、世帯数は平成26年度に比較して549世帯も増加しているにもかかわらず加入世帯数では306世帯、加入率では3.6%も減少していますが、このことについて市としてはどのように考えておみえになるのか、お伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 町内会は、特に防犯・防災などの面で、いざというときに最も身近で頼りになる自治組織であると言えます。このことから、町内会の加入率の減少は市といたしましても一つの大きな課題であるというふうに捉えております。

そこで、今年度から加入促進のため、例えば町内会が行うイベントの開催時に町内会加入啓発のチラシを入れましたポケットティッシュを配布したり、市公式ホームページから入会手続きがで

きるようにするなど、さまざまな取り組みを試みているというところでございます。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 前回の一般質問の答弁では、「総合的な取り組みとしての町内会加入率向上策の検討及び町内会加入促進マニュアルの作成については、他の自治体を実施している例を調査研究する」ということでありましたが、どのような調査研究を行ってきたのか、お伺いをいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 町内会加入促進のマニュアル作成に当たりましては、各市のホームページなどに紹介しています先進事例を調査・研究してまいりました。

その中で、兵庫県明石市が作成しております自治会・町内会加入促進マニュアルが大変参考となりました。これをベースに、今年度、高浜市版の町内会運営・加入促進ハンドブックを取りまとめしております。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） また、前回の一般質問の答弁では、「町内会加入率向上策や町内会加入促進マニュアルの作成について、町内会長も交えて検討を行い、最終的には町内会・行政連絡会においてその結果の投げかけをさせていただきたい」との答弁がございましたが、町内会長を交えた検討や町内会・行政連絡会への投げかけはどのようになされてきたのか、お伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） まず、行政におきまして町内会運営・加入促進ハンドブックの素案を作成いたしました。その後、昨年12月に開催いたしました町内会・行政連絡会におきまして、その案を全ての町内会長さんに提示させていただきました。現在、この案を御確認いただきまして御意見をいただいているというところでございます。

このハンドブックは、町内会加入促進の方法に関する内容だけではなく、町内会と行政の間で行われますさまざまな手続のマニュアルとしても利用できるように取りまとめまして、次期会長さんへの引き継ぎ書としての役割も持たせております。4月には、現町内会長さんの意見を反映いたしましたハンドブックを平成28年度の新町内会長さんにお渡しさせていただくように準備を進めております。

今後は、年度ごとにそのときの町内会長さんの意見をいただきまして、次期町内会長さんへ改訂版としてお渡しいただくという予定をいたしております。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、町内会役員の負担軽減についてお伺いいたします。

町内会長になると行政の充て職が多くあり、担い手不足を招く大きな要因になっていると思います。市の内部で必要性や効果などを十分検証して整理していくことも必要だと思っておりますが、こ

の点をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 毎年、町内会長さんに公職を委嘱する委員などにつきましてはそれを取りまとめ、負担が1人に過度に集中しないように調整を図っているというところでございます。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 先ほどちょっと町内会の加入率のことも申し上げましたけれども、町内会の加入率は平成27年10月1日現在で63.9%ですが、その63.9%の方のごみの立ち番によって市全体のごみの分別収集が安い費用で行われており、私はごみの分別収集の立ち番を否定はしませんが、神明、豊田町では平成27年10月1日現在で54.4%と、18町内会では最低でございます。ごみの分別収集に対する町内会への報奨費はどのような積算になっているのか。

また、高齢や小さい子供が見えるお母さんでは立ち番ができない方もお見えになります。これも町内会の自助努力で賄うのではなく、ある程度そうした弱者に対しては市としても予算措置をし、今後も継続する制度にしてほしいと思いますが、今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） まず、ごみ分別収集事業支援報奨金についてお答えをいたします。

ごみの分別収集事業について御協力いただいている町内会につきましては、1町内会につき5万円、1拠点につき5,000円、1世帯につき100円として、毎年度、各町内会にごみ分別収集事業支援報奨金として交付しており、拠点数、世帯数に応じて金額が変動する仕組みとなっています。

次に、町内会の加入率低下や高齢化等により各町内会で立ち当番の確保が難しくなってきたことに対する対策が必要ではないかとの御質問についてお答えします。

御承知のとおり、ごみの分別収集を開始した平成7年度においてはほとんどの方が町内会に加入されており、これを前提に現在の制度設計がされていますので、現在の加入率の低下は重要な問題であると考えています。

このため、これまでの行政内部での検討に加え、町内会OBで組織しております生活環境問題研究会を発足し、対応策を検討するとともに、女性団体である生活学校の皆様に御意見を頂戴し対策を検討しているところであり、不燃物埋め立て場での日曜日の分別収集の実施や高浜エコハウスでの粗大ごみの受け付けなどは検討の結果を事業化したものでございます。

この研究会では町内会加入率の低下による立ち当番への影響についても分析をしており、その結果、分別収集拠点の数が近隣市と比べて多いことや、現行制度を開始した平成7年度と現在では町内会の加入世帯数、分別収集拠点数、町内会の世帯主の年齢構成はほぼ変わっていないことがわかり、問題の本質は、分別収集拠点単位で高齢世帯、子育て世帯、町内会未加入世帯が集中する場所で立ち当番の確保が困難になっているのではないかと結論に至っております。

したがいまして、この問題を解決するためには各拠点単位で対策を講じる必要があります、まずは未加入者の方に対し、現在の分別収集拠点が維持できているのは町内会の皆様のおかげであることを周知し、加入者確保に努めるとともに、これまで各町内会で改善されてきた立ち当番時間の短縮や立ち当番人数、拠点数の見直しを、報奨金を活用しながら各拠点ごとに取り組んでいくべきであるとの御意見を頂戴しております。

市としましても、この問題は各拠点で問題の原因が違うことから、制度全体を見直しても本質的な解決にならないと考え、分別収集拠点を利用されている方々と意見交換しながら個別に対応してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 確かに言われることはわかりますけれども、「この問題は各拠点で問題の原因が違うことから、制度全体を見直しても本質的な解決にはならないと考え、分別収集拠点を利用されている方々と意見交換しながら個別に対応してまいりたい」と今答弁でございませけれども、私が住んでいる神明町では町内会に加入している方は立ち当番をするが加入していない方は立ち当番をしなくてもよし、ごみ袋についても市役所へ行けば規定の枚数は無償で配布されるので町内会を脱退するという方が最近はふえています。

例を言いますと、神明町の具体的な数字を申し上げます。平成25年10月1日現在で世帯数が1,767世帯、加入世帯が1,007世帯、加入率が57.0%。平成26年10月1日現在では世帯数が1,802世帯、加入世帯が1,022世帯。15世帯の増加ですが加入率は56.7%と、0.3%の減でした。平成27年10月1日現在では1,856世帯と54世帯の増にもかかわらず加入世帯は1,009世帯と、13世帯の減少となっております。加入率は54.4%と、2.3%も減っています。今後はこのようなことがないように、ぜひ町内会の分別がスムーズにできますように、今後の対応について再度お考えをお伺いいたしたいと思えます。

○議長（幸前信雄） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 立ち当番のあり方についてはさまざまな方から御意見を頂戴しております、その中で、分別収集拠点が町内会加入を促す絶好の機会であるため、未加入者の方にも利用させるべきであるとの御意見も頂戴をさせていただきます。

私どもといたしましては、先ほどもお答えしましたとおり、まずは他市と比べてお住まいの近くに多くの分別収集拠点を設けることができているのは町内会の皆様の御協力によるものであることを周知し、一人でも多くの方に立ち当番に御協力いただくようお願いすることから始めてまいりたいと考えております。

その上で、民間での分別収集拠点がふえてきたことや、拠点の統廃合や立ち当番の時間を短縮した事例があること、ごみ分別収集事業支援報奨金の使い方の見直しなどを拠点単位で町内会の皆様と試行錯誤しながら負担軽減を検討し、立ち当番ができなくなったことにより町内会を退会

するような事例がないように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） まず「隗より始めよ」じゃないですけども、できるだけ具体例を示していただいて、少しでも早く皆さん方の負担感が減るような、そういう対応を考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、冒頭、安心・安全なまちづくりにつながるとの思いから協働のまちづくりをさらに進めてほしいと申し上げましたが、都市政策部長の実行宣言では、防災について、有事を見据えて「いつ、誰が、どのようにするのか」といったタイムラインを意識した、より具体的な行動計画の策定、また、地域ごとの特性を反映した地域行動計画を地域の皆さんと協働により策定し、地域防災力の向上につなげますとあり、期限は昨年12月までとなっています。まず、タイムラインを意識した行政行動計画の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） ただいま御質問いただきました、有事を見据えて「いつ、誰が、どのようにするか」といったタイムラインを意識した行政の行動計画の策定の進捗状況ということでございますが、既に台風などの大規模な水害に備えたタイムライン、防災行動計画は策定をいたしております、実例を申し上げますと、昨年9月9日に愛知県に上陸をしました台風第18号、これは我が市にも接近をしておるわけですが、このときにもこの策定をいたしました行動計画に基づいて各種の災害対応に活用をしておるということでございます。

それから、地震のほうにつきましては、地震発生時の職員の行動マニュアルというもの、これは案でございますが、今完成をしたという状況になっておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、地域ごとの特性を反映した地域行動計画ですが、「地域の皆さんと協働により策定し」とありますが、策定は地域とどのように進め、既に策定はされたのでしょうか。現在の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 地域ごとの特性を反映した地域行動計画の進捗状況であります。現在、最終案をお示しして、町内会の会長及び副会長様からの御意見をいただいております。町内会長、副会長様からの御意見は今月の18日を期限としておりますので、その後、御意見を反映した形で最終版を完成させる予定となっております。

今回の地域行動計画には、地震の場合の活動マニュアル、洪水・土砂災害の場合の活動マニュアル、避難と誘導といった項目に加え、消防団の樋門操作行動も掲載をしております。また、自宅から避難所までに避難する際の防災行動マニュアルチェックリスト（地震編）もあわせて策定

をいたしております。

この地域行動計画（案）の策定に当たりましては、名古屋大学減災連携研究センター及びNPO法人レスキューストックヤード様からも助言をいただき、策定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 地域行動計画策定後は、地域の市民にどのように知らせ、どのように訓練に生かしていくのか、その考え方を伺います。

○議長（幸前信雄） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 地域行動計画の市民の皆さんへの周知でございますが、来月の4月19日火曜日に平成28年度の市総合防災訓練の説明会を開催する予定でございますので、その際に、説明会に出席予定の町内会及びまちづくり協議会の皆様方に地域行動計画の電子データもお渡しをする予定となっております。

また、説明の折には、自宅から避難所まで避難する際の防災行動マニュアルチェックリスト（地震編）を町内会員の皆様方へ配布していただくことに加え、市総合防災訓練時などで、ぜひとも自宅から避難所までに避難する際の防災行動マニュアルチェックリスト（地震編）に基づく防災訓練を計画・実施していただくよう、御依頼もあわせてさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、協働の精神を反映したまちづくり計画についてお聞きします。

現在推進している第6次高浜市総合計画は、「市民は高浜市のまちづくりの共同経営者であるという「協働自治」の観点に立ち、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という意識を持ち、時代の変化や課題に的確に対応していくためのまちづくりの設計図、「こんなまちにしていこう」というまちづくりの目標を掲げ、市民・議会・行政が共有し、役割分担をしながら、みんなで力を合わせて進めていくこととしており、その内容にもいたるところに協働の精神が反映されております。

現在策定中のしあわせづくり計画（第3次地域福祉計画）は、市民との協働計画であるとの説明がなされております。企画部長の実行宣言では今年度末までに策定されることになっておりますが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 高浜市しあわせづくり計画、いわゆる第3次高浜市地域福祉計画につきましては、現在、本論部分をパブリックコメントに付しているところでございます。その結果を踏まえまして、今月下旬に開催をいたします高浜市地域福祉計画策定委員会にお諮りし、最終的に確定していくという予定となっております。

なお、しあわせづくりのために自分でできることを取りまとめる別冊につきましては、これまでに6回開催してまいりました市民の皆さんとのしあわせづくりワークショップで話し合ってきた成果を、今月の19日に開催をいたしますしあわせづくりフォーラムの場で発表する予定をいたしており、その結果を別冊として取りまとめてまいります。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） しあわせづくり計画の策定では、ワークショップ等は開催しているものの余り広がりが見られず、このワークショップと計画との関係が不透明な部分もございます。計画の中身と各種ワークショップ等との関係はどのようになっているのか、計画づくりには誰の意見が反映されるのか、このしあわせづくり計画を策定する費用の総額は幾らになるのか、あわせてお示してください。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） ワorkshopで検討してまいりました内容につきましては、自分ができることを具体化いたしました活動リストとして、先ほども申し上げましたとおり別冊として計画中に反映していくという予定でございます。計画づくりの過程でいただきましたワークショップの意見、策定委員会での意見、最終的にはパブリックコメントにおける意見などが計画に反映されるということになっております。

策定に係る費用といたしましては、平成26年度に実施いたしましたワークショップのファシリテーターを養成するための職員研修費432万円を含めまして、全体で1,389万9,600円となっております。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今、全体で1,389万9,600円と多額の経費を費やしていますので、ぜひよりよい計画にしてほしいと思いますが、このしあわせづくり計画と第6次高浜市総合計画の関係を改めてお伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 第6次高浜市総合計画との関係でございますが、総合計画はまちづくりに対して行政が市民とともに何をするかといった、どちらかというと行政からの視点で策定された計画となっております。

一方で、しあわせづくり計画は、市民・地域、行政、社会福祉協議会が地域福祉やしあわせづくりについて自分たちができること、取り組むことを具体的に掲げ、自分たちができる行動メニューを取りまとめたという内容となっております。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

最後に、公共施設のあり方では学校を核としたまちづくりを進めることになっており、高齢化

社会を迎えた今、今後さらに市民との協働を推進していく必要性を感じております。

高浜市では将来を見据えてこれまでさまざまな協働施策を進めてまいりました。先例のない時代と言われます。今後ますます市民の皆様の手を必要とします。今後の協働の推進に向けた行政としての決意をお伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 議員御指摘のとおり、行政だけではまちづくりを進めることはできません。市民全体に共通する公共的な課題につきましては、市民、市民団体、事業者、行政、地域などそれぞれの持ち味を生かし、力を合わせて解決する協働の原則によりまちづくりを進めていく必要があると考えております。

「住んでよかった」と思える高浜市としていくために、小さなまちの強みを生かし、コミュニケーションを密にしながら、相互理解と信頼関係をもとに協働してまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

最後の答弁にもありましたように、小さなまちの強みを生かし、コミュニケーションを密にしながら、相互理解と信頼関係をもとに、市民に丁寧な説明をして、高浜市自治基本条例の前文にもありますように、互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、協働の原則により、市民と行政が力を合わせて第6次高浜市総合計画の目標である「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」の実現に向けて努力をしていただくようお願いをいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（幸前信雄） 暫時休憩いたします。再開は2時25分。

午後2時15分休憩

午後2時25分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、北川広人議員、一つ、医療行政について。一つ、高浜小学校建替事業について。以上、2問についての質問を許します。

13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日は医療行政についてと、高浜小学校建替事業についての2問でありますけれども、順番が

逆になりますけれども、高浜小学校建替事業についてを先に進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

本日のこのテーマに対しての意図というものは何かといいますと、総論でいいますと、今後進めていく公共施設整備事業においては、さまざまな手法が用いられていくと思います。その時々に応じた最も有効的な手法の選択であっても、常に公共施設マネジメント条例、公共施設総合管理計画、そして高浜市長期財政計画を意識していただきたいことと、進めた事業によって財政影響がどのようになったのかを進捗管理をしていただき、我々議会のほうにしっかりと見せていただきたい。これがこのテーマの趣旨であります。

ついては、本日午前中の1番議員の一般質問で十分なお答えをいただいております。この時点から傍聴に来られた方には恐縮なんですけれども、重なったところを飛ばしていかさせていただきたいというふうに思っております。

特に気になったところ、今回進めようとしている高浜小学校等整備事業においてPFI方式というお話を伺いました。PFIの方式の中にも、さらに細かく5つ、6つの方式が分かれております。これは事前に伺ったところによると、BTO方式というお話も伺っております。BTO方式というのは、民間が施設を建設して、施設完成後に市に所有権を移転して、民間事業者が維持管理及び運営を行うという方式だというふうに認識をしておりますけれども、これは当然学校施設ということですので、民間事業者に運営を任せるといふわけにはいかないとか、それから建設後に施設を所有することによって施設を安定的に使用すること、あるいは児童の教育環境が変わったときにいろいろと変更ができることという部分でいうと、このBTO方式というのは最も適しているのかなということはおわかっておりますけれども、この事業に対して1つ質問をさせていただきます。

現在、この市役所の隣で新しい市役所の整備事業進んでおりますけれども、このときも市民の方々も心配をされたのは、要は実施をする民間事業者が経営破綻した場合、どうなるかということが一番大きな声として私には聞こえてまいりました。このようなことがあってはならないんですけれども、万が一ということも考えなければならないと思います。

そういうことで、本高小の整備事業に関しましての事業者が経営破綻した場合、どのように対処するのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、お答えをさせていただきます。

本事業では、庁舎整備と同様に設計、建設、維持管理等の事業者がコンソーシアムを組んで事業の提案、事業を実施することになります。

その際、本事業を遂行するための目的で、コンソーシアムを組織する事業者がそれぞれ出資する株式会社を設立いたします。いわゆる特別目的会社を設立することとなります。

この設立された特別目的会社の業務は、高浜市に特化した取引となりますことから、高浜市からの支払いが停滞しない限り経営破綻はないものと認識しております。また、今回の事業方式では、事業運営は含んでいないため、特別目的会社自体が破綻することは考えられにくいものと捉えております。

ちなみに全国でPFI事業を実施し、その後撤退、経営破綻した事例を見てみますと、いずれも事業運営を含んだ事業方式を取り入れたもので、その事業の計画性に問題があったのではないかと捉えております。

また、特別目的会社は、金融機関から事業資金を調達いたしますが、融資をする金融機関は融資の返済に関し厳格な審査や事業のモニタリングを行うこととなってまいります。私ども高浜市側からすれば、第三者のチェック機能が果たされるものと捉えております。

また、高浜市と民間事業者に融資を行う金融機関とは、あらかじめ直接協定を締結いたします。これは、特別目的会社が経営破綻しないように監視し、最後までPFI事業が遂行されるよう協議する仕組みを構築していくこととなります。

こういったことから、経営破綻をしたらという御質問をいただきましたけれども、こういうこのPFI事業の私どもが実施する方式では、まずは破綻はあり得ないというふうに捉えております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 申しわけございません。質問の仕方が悪かった。経営破綻した場合はどうするんだというような失礼な質問の仕方をしてしまいました。恐縮でございます。

ただ、今のお話ですと、金融機関からは資金調達をするというお話がありましたけれども、例えば現在行われている新庁舎の、今、これはリースという別の事業ですけれども、大和リースさんは自己資金でやられていますよね。そういうことも考えられるんで、このような第三者チェックというものは、やはり一度しっかりと別でも考えられるようなことをやっておいていただいたほうがいいのかなということは、一つ御指摘をさせていただきたいなというふうに思います。

そのほかいろいろと御質問、このテーマではあるんですけども、先ほど言ったように、1番議員の質問の中に十分網羅されておりましたので、先ほどこの質問の趣旨はここにあるよと言ったことを十分に認識していただくことをお願いしまして、このテーマに関しましての質問は終わらせていただきます。

それでは、2問目ですけれども、医療行政について。

きょうは病院施策、民間移譲について、分院の建てかえについてというふうにごうたっておりますけれども、これは少しさかのぼります。今から10年ぐらい前までさかのぼります。恐縮なんですけれども、高浜市議会、今16名いる議員の中で、この当時のことを知ってみえるのは5人、それから市長が当時まだ議員時代でありました。

高浜市立病院から豊田会へ民間移譲されたところ、そういったところをしっかりと皆さん方にも理解をしていただきたいと思いますし、一度整理整頓をしておきたいという思いがあって、少し時間をとらせていただけて進めさせていただきたいと思います。

私は、平成18年9月、平成20年6月、それから平成20年9月、平成23年12月と、それぞれ当時の高浜市立病院について質問をさせていただいております。その中で、自治体病院の役割、そしてあるべき姿を私がお話をさせていただきました。

自治体病院には、その開設の経緯、立地、病院の規模、提供する医療内容など、病院ごとに千差万別であり、その地域特性に応じた医療を提供することが求められていること。また、病院の役割は住民のニーズに応じて変化していくこと。そして、病院経営のみを考えるのではなくて、地域医療を見据え、コーディネーターとしての役割が求められていること、時代の要請の実現役となって、自治体病院の存在意義とその必要性を申し上げました。

現在の病院は民間病院でありますけれども、高浜市内に唯一ベッドを持った病院であります。そうした意味では、2025年を今から10年後に控え、高浜市の地域特性、今後見込まれる医療需要に応じた病院のあり方が現在問われる時期に今改めて来ているのではないかというふうに思っております。

さて、平成18年当時の医療環境、これは平成16年4月に始まった新たな研修医制度の導入によって地域医療、とりわけ病院の医師確保は大きな影響を受けました。当時の高浜市立病院も同じであります。この医師不足の影響は、市立病院の経営面にもあらわれて、平成15年度から3年間続いていた黒字経営も赤字に転落することになったわけであります。

しかしながら、高浜市は当時の早い段階から手を打ち、病院の将来を見据え、経営改革とより良質な医療を提供するために、高浜市病院事業経営改革検討委員会を設置いたしました。経営改革検討委員会においては、市立病院の経営体制のあり方が調査研究されて、3回にわたっての専門委員で構成された委員会での議論を経て、当時の市長に答申書が提出されたという経緯であります。

では、まず初めに、当時の高浜市病院事業経営改革検討委員会からの答申書の内容について、お答えをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（幸前信雄） 保健福祉グループ。

○保健福祉G主幹（磯村和志） まず、答申書の主な内容でございますけれども、医師不足による診療体制の弱体化や経営基盤の安定化のため、平成19年度から指定管理者制度を導入すること、救急患者をほかの医療機関と連携して対応すること、また、職員の処遇については再就職を希望する職員を優先的に採用することとされております。

さらに指定管理者の選定に当たりましては、公益性の高い団体を優先することが盛り込まれております。

これらの答申内容に加えまして、市といたしましては、市民の皆さんが車や公共交通機関を使って移動することが可能である生活圏の視点や救急搬送に要する時間などを考慮する中で、当時の西三河南部医療圏に事務所がある医療法人が望ましいという結論に至りました。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 今お聞きのように、市では平成18年の時点で既に2次医療圏の圏域を見据えた形での医療法人の選定を検討されていたということがわかると思います。

そして、当時の森市長の答弁、私が一般質問したものに対する答弁ですけれども、当時の森市長が市の地域医療を守り、開業医と連携し、リハビリを含め地域の中で完結する仕組みをつくる必要がある、このように言われております。現在の病床を手放せば、今後、市内に病床を確保することは難しい、そういう思いで病床を守り、残す決断をされたということでもあります。

この時期に市内に高度急性期や急性期を補完するリハビリを含めた回復期を担う病床が必要で、市民の身近な場所に病院があることの大切さを考えていたということは、将来への危機感、これを非常に思ってみえたということであったと思います。

また、別の方面のお話も1つ加えさせていただきます。この平成18年では介護保険制度が大きく改正された年でもあります。この介護保険の視点から1つお聞きをしたいと思いますが、介護保険制度は、御存じのように平成12年4月にスタートをして、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大して、平成18年の時点では、老後の安心を支える仕組みとして、もう既に定着をし始めてきておりました。

一方で、当時既に10年後の2015年には団塊の世代が高齢期に到達し、2025年には後期高齢期を迎える、高齢化がピークを迎える、いわゆる2025年問題のことも認識をされておりました。これは国として認識をされていたということです。また、認知症やひとり暮らしの高齢者の方の増加も見込まれて、こうした新たな課題への対応も必要でした。その中で進められたものが介護保険制度における予防重視型システムの確立と地域支援事業の創設であります。このことについて当時のことをお聞きしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 平成18年の改正でございますが、要支援あるいは要介護1などの軽度の方の大幅な増加ということに対応するため、軽度の方の状態像を踏まえた上で介護予防の重視、そしてできる限り要支援や要介護状態にならない、あるいは重度化しないよう介護予防を重視したシステムの確立を目指すことということが出されました。そして、要支援・要介護状態になる前から介護予防に取り組み、地域の中で包括的、そして継続的なマネジメントが行えるよう市町村が主体となり実施する地域支援事業というものが創設をされました。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） これ、予防重視の視点が加わったというのは、当時においては非常に大き

な意味がありました。ということは、この介護という世界、これがどれだけ大きく広がってしまうんだろうというところが見え始めた部分なんですね。そのことは十分に私も覚えております。

そして、もう一つの大きな改正というのは中重度者の支援強化、医療と介護の連携、地域包括ケア体制を整備するという事で、地域包括支援センターを設置するという事でありました。

当時の地域包括ケア体制の考え方についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 当時の地域包括ケアの考え方というのは、高齢者が住みなれた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供されるサービス体制を目指すものとされ、この体制を支える地域の中核機関ということで、新たに地域包括支援センターの設置が進められております。

地域包括支援センターの機能としまして総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的支援、介護予防ケアという4つの機能を担うこととされました。また、医療との連携が必要な要介護者への対応を強化するという観点から、主治医との連携を図るなど、医療と介護の連携機能も担うこととされております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 今までの話をまとめてみますと、平成18年度の時点で団塊の世代が高齢期に達する2025年問題を踏まえ、高浜市における地域包括ケアシステムのあり方を踏まえて、その上で、病診連携や医療と介護の連携の必要性がこれまで以上に必要となってくることについても判断をされた上で病院を残すという選択がされたというふうに思っております。

それでは次に、指定管理者制度、この導入から民間移譲に至った経緯についてお聞きをしておきたいと思います。

高浜市病院事業経営改革検討委員会の答申を受けて、平成18年12月議会に指定管理者制度を導入できるよう条例の一部改正を上程されて、議会も当時可決をしました。医療法人豊田会との交渉の中で、なぜ民間移譲に進んだのか、確認をしておきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 保健福祉グループ。

○保健福祉G主幹（磯村和志） 私どもは、経営改革検討委員会の答申書の内容を尊重し、医療法人豊田会に対して指定管理者制度の導入による公設民営をお願いしました。

しかし、豊田会からは、医療そして運営の自由度を確保したいという理由から民間移譲を要望されました。

市といたしましては、この地域の医療を継続することを第一に考え、経営形態についても公設民営にこだわることなく、幅広い選択肢を視野に入れて協議を重ねてまいりました。最終的には、相手方の要望を踏まえた上で民営化をお願いすることとしました。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

当時から豊田会さんの理念「保険・医療・福祉分野で社会に貢献する」ということでありました。そのためには、指定管理者というよりも民営化が望ましいとのお話もあったと当時答弁もいただいていることをつけ足しておきたいと思います。

そのような豊田会の意向もあり、民間移譲にかじを切ったということですが、平成20年6月議会の一般質問で、私は、これからの病院経営は厚生労働省が描くビジョンを先取りしながら、刈谷豊田総合病院のブランド力を軸に急性期、亜急性期、慢性期、在宅プラス健康増進という患者の病態の流れを一法人の中で、あるいはネットワーク化して完結できるように、複合的経営を目指していくべきである。そこに市としてかかわっていくべきと提案させていただいております。

その当時でございますけれども、どのような検討がされたのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 保健福祉グループ。

○保健福祉G主幹（磯村和志） 市といたしましては、外来診療による初期医療拠点としての機能、入院診療による慢性期、回復期及び亜急性期の拠点としての機能、訪問看護に代表される在宅医療拠点としての機能、そして各種健康診査といった健診拠点の役割を要望いたしております。

その後も豊田会と協議を重ねまして、現在の体制に至っておりますけれども、医師の確保とともに、徐々にではありますが、縮小された診療体制が戻りつつあるといった状況でございます。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 現在の高浜分院の姿というのを見ると、国の医療とか、介護の施策も含めて、平成18年当時に将来に対して求めていた形に進んできていることは、これは間違いないというふうに思っております。

それでは、もう一つの視点であります病院事業の収支について確認をしておきたいと思います。

市立病院は病院事業会計として企業会計が当時組まれておりました。当時の高浜市立病院の収支はどのような状況であったのか、一般会計からの法定繰り入れの部分も含めてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 保健福祉グループ。

○保健福祉G主幹（磯村和志） 高浜市立病院の収支につきましては、平成9年度から平成14年度までの6年間、毎年度純損失を計上し、平成14年度末の未処理欠損金が約6億円となっております。その後、黒字に転換をしまして、平成15年度は2,166万円、平成16年度は64万円、平成17年度は72万円の純利益を計上することができました。

しかし、新たな臨床研修医制度の影響を受けまして、平成18年度以降は大幅な赤字経営へと転

落しまして、平成18年度は2億2,600万円、平成19年度は6億6,900万円、平成20年度については一般会計からの補助金2億2,000万円を投入して、なおかつ4億4,600万円の純損失を計上することになりました。

ただし、北川議員御指摘のとおり、病院事業会計は救急活動、保健活動、高度医療など、さまざまな医療分野に対しての一般会計からの法定繰り入れがございます。純利益を計上した平成15年度から平成17年度の3年間においても、毎事業年度、およそ2億円の繰り入れがありましたので、純粋に病院事業の収支のみで黒字になった年はありません。

したがって、医師不足が顕著となりました平成18年度以降につきましては、一般会計からの繰り入れがなければ、およそ8億円の単年度損失を計上していたこととなります。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

決していい思い出ではない話でございますけれども、要は民間移譲していなければ、数字だけの部分をとっても、例えば平成18年度から27年度までの9年間をとっても、単年度で8億円の赤字ということは、七十数億円の赤字が出ておった可能性があるということです。もうこれは仮定の話ですけれども、そういう数字が出ておるといことです。また、当然民間移譲していなければ、ドクターの確保というのは、できているかどうかというのものはっきりわかりません。後でまた触れますけれども、当時の協定書の中では4診療科を設けるということが協定書の中でうたってあるわけですから、そこに到達するためのドクターの数が、じゃ、何人要るのかということを見ると、それも定かではないですよ、民営化していなければ。医療・介護環境も悪化していたことは否めないなというふうに私は思っております。

当時、私はですね。私はというよりも、当時のことを知っている議員さんで今ここにみえる方みんなそうですけれども、平成19年は選挙の年でありました。選挙の年で、選挙運動の中でいろんな活動をさせていただいたんですけれども、その中で病院の件というのを私は多く取り上げて演説をさせていただいた覚えがあります。

よくわかるよと言われたお話を1つ御披露させていただくと、当時、今からの病院に関しては3つの選択肢がありますと。

1つ目は、高浜市立病院を廃院とする、あるいは診療所にするという選択。2つ目は、医師の確保が難しい中、限られた診療科による病院を残して税金を投入し続けるという選択。そして、3つ目がよきパートナーと一緒に市民のために必要な医療サービスを提供できる病院となるという選択。こういうお話をさせていただいたことを覚えております。この3番目を高浜市は選んだということになると思います。

それでは続いて、民間移譲後の高浜分院の収支について、これもお聞きをしておかないといけないと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（幸前信雄） 保健福祉グループ。

○保健福祉G主幹（磯村和志） 高浜分院の収支につきましては、協定書の規定によりまして移譲後3年間は赤字補填を行うこととしておりましたことから、初年度となる平成21年度は5億4,600万円、2年目となる平成22年度は4億300万円、3年目の平成23年度は2億7,300万円を補助いたしております。また、平成24年度以降につきましては、毎事業年度2億円を下回る赤字額であるというようにお聞きしております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 今の数字をお聞きすると、豊田会というのは、決してさぼっているわけじゃなくて、経営努力はされておるといことがうかがわれると思います。

ただし、民間移譲してからおおむね半年ぐらいでしたか、リフレッシュ工事にかかったのが。外来、特にしっかりとした診療ができていないということも踏まえて、この数字であるということも御認識をいただきたいというふうに思います。

どちらにしても、先ほどの市立病院時代のこと、それから民間移譲後のことを比べてみましても、市立病院でも平成15年から平成17年でも2億円の法定繰り入れはしているわけですから、繰り入れだけして黒字であったという3年間、先ほどそういう答弁がありましたよね。それを考えると、現行でもおおむね2億円ぐらいの財政補助をしておるとい部分であっても、そんなにそのときは変わらないのかな。これは数字だけのことですよ、イメージは全然置いておいて、そういうことを少し思うところであります。

逆にドクターの確保というのも徐々に進んできて、今、当然診療科だけではなくて、療養病床があるわけですから、常時ドクターというのは必要なわけですね。ですから、そういう点でも、お金の部分も医療・介護環境も私はプラスになっておると、要は公立病院のままだってるときよりもプラスになっておるとい判断をさせていただいております。

それでは、次にお聞きをしますけれども、ここからは今後の話をさせていただきたいと思えます。医療・介護環境については、地域医療構想というものが国から示されて、また平成28年度は診療報酬の改定が実施をされます。今回の改定は、超高齢化社会における医療政策の基本方向が示されております。

高齢化の進展に伴い疾病構造が変化していく中で、「治す医療」から「治し、支える医療」への転換が求められ、健康寿命の延伸の観点から予防・健康づくりの取り組みが重要となってくること、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住みなれた地域で安心して生活を継続し、尊厳を持って人生の最期を迎えることができるようにしていくことを重点課題としております。

地域包括ケアシステムの構築は、診療報酬の面からも取り組むこととされておりますけれども、この改正についてはいかがお考えでしょうか、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（幸前信雄） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 議員御質問のとおり、今回の改正については、平成30年度における診療報酬、そして介護報酬の同時改定を踏まえた上での改正であり、地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化、強化、そして連携を踏まえた上での改正であると認識をしております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 先ほど私が言った部分というのは、これは厚労省とかから来ている文書でするので非常に難しいんです。言っていることはよくわからんと思います。

つまり、医療を受ける患者にとってみれば、急性期、回復期、慢性期などの状態に応じて質の高い医療が適切に受けられて、必要に応じて介護サービスと連携が図られて、切れ目なく提供される。在宅医療や訪問看護などの整備を含め、効果的・効率的で質の高い医療提供体制を構築しなきゃいけないんだよということを言っているわけであります。

これは、まさに高浜分院の将来のイメージに重なるものと考えておりますけれども、当局側ではいかがお考えでしょうか。

○議長（幸前信雄） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） お答えをさせていただきます。

新たな高浜分院では、機能強化型の訪問看護ステーションや介護との連携、回復期、慢性期の病床の設置などがその果たす役割となってまいります。医療機能の分化・強化、連携はさらに進むものと思っております。その流れに沿ったものであると考えております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 地域包括ケアシステムというのは、これは机上の理論だけではなくて、しっかりとしたネットワークを構築することであるというふうに思っております。これまでも申し上げておりますけれども、市町村が地域の自主性や主体性に基づいて、地域の特性に応じて構築をしていくことが求められている。要は高浜でいうなら、高浜市が中心になってやっていきなさいよということであります。その中でも医療については、介護との連携も含めて、果たす役割の重さというのは、さらに増していくというふうに考えております。

それでは、ここで高浜市が医療政策として目指す姿を再度確認させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 高浜市における医療と介護の将来像というのは、2次医療圏の中で医療が完結し、加えて在宅にスムーズに移行していくことであるというふうに考えております。

市民説明会においても説明をさせていただきましたが、医療法人豊田会では、高浜分院に新たな機能として、これまでの療養病床に加え、回復期の病床を持つこととしております。このことは、急性期を経過した患者さんにとって在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを受けられる環境が整備されることとなります。

また、機能強化型の訪問看護ステーションの設置により、終末期医療や人工呼吸器を使用されているような重症度の高い患者さんへの対応や、看取りに対応していくこととしています。

この方向性は、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる仕組みをつくるものであり、市が目指す姿と重なるものでございます。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） こども後でもう一度触れさせていただくつもりなんですけれども、あえてもう一度ここで話をさせていただきたいと思いますけれども、今の答弁というのは本日一番大切な部分だと思っております。ここのところ豊田会。豊田会というか高浜分院の話というのは市内でも持ち切りであります。そのことを踏まえてもそうですけれども、一番何がわからないのか、わからないのかということか、何が一番大事か。高浜市にとっての医療・介護体制というものをどういうものを望んでおるのか。そこに対して豊田会さんあるいは高浜分院がどういうポジショニングにいてほしいのかということか、これが私は医療・介護の政策だと思うんですよ。それがあからこそ、当然病院を残すんだ、あるいはベッドを残すんだという話になると思うんですよ、順番として。ですから、少しその辺が混乱して伝わってしまっているのかなという気がしてならないと思います。

今回のこの一般質問の趣旨の一つでもありますので、今お話をさせていただきましたけれども、高浜市の目指す医療・介護の姿というものを今答弁いただいたと思っております。

それで、ここから当然また交渉ということになるんですよ。それがあってからこそ交渉ということが始まるわけです。交渉というのは2つあるんですよ。

1つは、我々がというか、高浜市が望む医療環境、介護環境というものを豊田会さんにより多く担っていただくという部分の交渉と、それから当然財政的にできるだけ自主自立をしていただいて、高浜市が支援をせずにしっかりと仕事をやっていただけるような形での協定書を結ぶという交渉、この2つのことは今から進んでいくということですので、全てが全て、全部決まっておるといようなお話ではなくて、ぜひ整理整頓してお聞きをいただきたいというふうに思います。

それで、先ほど答弁いただきました。高浜市の望む医療・介護環境ということ、お話がありましたけれども、分院が今度回復期を担うということは、必然的にリハビリテーションについても重点が置かれることということになると思います。

このリハビリテーションですけれども、ぜひ院内にとどまらず、訪問系のリハビリ、これにもぜひ取り組んでいただきたい。市民説明会や議会答弁等で分院に新たな機能が加わるようなことはお聞きをしております。そうすると、訪問リハというものと、もう一つお願いがしたいのは、やはり地域包括支援センターであります。厚労省の指針によれば、中学校区に1つというのが望ましいという指針が当時からあります。

高浜市でいうと、中学校区2つでありますので、地域包括支援センターというのは2つあっても決しておかしくない話であります。ぜひこの地域包括支援センターというものを高浜分院でも設けてもらえないだろうかということを提言として言わせていただきます。現状でも刈谷豊田総合病院は、刈谷市から受託をして地域包括支援センターをもう行っておりますので、実績もあるわけですから、これに関しても、そのような形に進めていただければということをおもっております。

それから次に、これは1つ心配事として確認をしておきたいんですけども、療養病床については、最近、全国で14万床削減ということが新聞報道されております。市民の方々も高浜分院の療養病床はどうなるんだというようなことを言われる方も見える中で、平成18年の医療制度改革によって療養病床は、医療保険と介護保険を一体的に見直して、医療の必要性の高い方々については引き続き医療療養病床で対応すると。そして、高齢で医療の必要性の低い方々に対しては療養病床から移行した老人保健施設等で対応することというふうにされました。

介護療養病床については、6年間の期限延長をもって平成29年度末で廃止をするということとされておりますけれども、現状、高浜分院の療養病床について、これはどうなるのか確認をしておきたいと思っております。

○議長（幸前信雄） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 議員御質問のとおり、従来より介護療養病床と医療療養病床のうち看護人員配置基準が25対1、この2つの病床については、設置期限が平成29年度末となっており、対応方針を早期に示すこととなっております。

このことから、厚生労働省の療養病床のあり方等に関する検討会において報告書が取りまとめられております。その方向性が示されました。

御質問のとおり、今後はこの2種類の病床約14万床が廃止ということが予定をされておりますが、現在の刈谷豊田総合病院高浜分院の医療療養病床、これは看護人員配置基準が20対1の医療療養病床で廃止の対象からは外れております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

ということは、今後、増床をお願いして豊田会さんのほうも増床の予定ということも伺っておりますので、全てのベッドが療養型ということではないにしても、療養型に関しては、しっかりと残されるということで理解をさせていただきたいと思っております。

また、12月の議会のときに一般質問でちょっと言わせていただいたんですけども、岡崎に今度藤田学園さんが400床レベルの病院をつくると。岡崎市と、あと幸田町がしっかりそれに対して支援をしていく、覚書も交わりましたよという話で、この一般質問の席でも言わせていただきました。

ただ、そのベッドというのは、もう本当に限られている。医療圏の中で限られたベッドの、要は取り合いみたいな話になっておるのは事実だと思うんですね。そうすると、今は医療圏としては西三河南部、東と西と岡崎さんとは別の医療圏となっていますけれども、そのもとは西三河南部医療圏という同じ医療圏ですので、当然、この地域でという見方を、例えば愛知県がするのか国がするのか、どちらが力強いのかよくわかりませんが、そういった場合に、いや、そちらに400床もできるのというような話で非常に今度の分院の建てかえをした場合の増床というのは難しくなってしまうかなということも一つ心配しておるんですけども、そのところもしっかりと協議をしていただいて、ベッドというのは本当に今確保していなければ、今後、これは確実に確保ができなくなるということだけはわかっておるので、このことだけは、いま一度お話をさせていただいてお願いをしておきたいというふうに思っております。

それでは、次ですけれども、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、今後豊田会との協議が始まっていく中で、協議事項は2つのことを並行して進めていく必要があるというお話を先ほどもさせていただきました。

まず第1点目は、先ほど来から話が出ております高浜市における地域医療の中で、高浜分院はどのような医療を担っていただくのかということでもあります。

市が目指す地域包括ケアシステムの構築の中で、市として、どのような役割を高浜分院に期待して、どのような役割を高浜分院に求めていくのかという点であります。市として病院の将来のあるべき姿を見据えた上で協議していくことが必要です。

さらにいえば、移転直後はどのような体制で始めていくのか。開院直後は実施しないけれども、将来的にこういう機能を拡充していく。高齢化の進展を踏まえたそのときに応じた市民ニーズを把握した事業展開ができるような病院となっていきたいというふうに思いますので、そのような協議をぜひともお願いしておきたいというふうに思います。

そして2点目は、現行の協定書の見直しに向けた協議であります。

移転新築に当たり、協定書の見直しを行うことをこれまでもお聞きしておりますけれども、土地の貸与についての取り扱いや現協定書の変更があるやとも聞いております。このことも非常に重要な件であります。

その2点についてですけれども、まず、病院の将来像について、先ほどからの答弁重なる部分もあるかと思いますが、いま一度御答弁いただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） これまでも申し上げてはおりますが、質の高い訪問看護体制を確保していただくこと、この点は要望の中でも優先順位が高いと考えております。

次に、訪問から在宅につなげるための定期巡回随時対応型訪問介護看護など、具体的な介護サービス、介護と医療をつなぐケアマネジメント機能、患者さんの早期機能回復を図るためのリハ

ビリテーション機能、加えて、これまでも課題でありました肺炎による短期入院に代表される急性期に至らない入院機能については、当面は回復期病床の中で対応していただくなど、その実現性を含め協議をしていきたいと考えております。また、認知症初期の集中支援についても受託いただくことを協議してまいります。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

2次医療圏の中で、そして市内の中で高度急性期から急性期、回復期、慢性期、介護、在宅、こういう流れが目に見える形で整えられるということは、今後必ず必要となると思っておりますけれども、先ほども提言申し上げました訪問リハとか、地域包括支援センターについても検討課題にぜひ加えていただきたいというふうに思います。

特に地域包括支援センターに関しましては、今いきいき広場に当市はあるわけですが、これは公が担っているというのは非常に大きな意味があると思っておりますけれども、それによって大きなおもしろいものではないかなという気もするんですよ。地域包括支援センターというのは1つの枝ではなくて、高浜市でいうと、本来は福祉まるごとグループのような部分であって、そこから下に地域包括支援という枝が伸びているというようなイメージであるべきだと思うんですよ。でないと、本来の公の担う福祉という大義の福祉ですね。大義の福祉という部分が少し難しくなるんじゃないかなという気がしてなりません。

ですから、現状、公にあること、将来に向けて公があることというのは、これは否定はしませんけれども、そういった部分でいうと医療・介護というところ、それから先ほど言ったように在宅に結びつけていくような流れ、そういったところというのは、やっぱり本職である病院機能を持ったところがキーステーションとなって、ネットワークを構築していただくような姿というのは、結構望ましいのかなという気がいたします。

先日読まさせていただきました本で、やっぱり、きょうも少し言いましたけれども、地域包括ケアシステムというのは、これはシステムではありません。ネットワークですよということが書かれておりました。ぜひともそういう部分を考えて、この地域包括支援センターというものを分院に担っていただくということもぜひ検討していただいて、まず、それを協議事項に加えるのか、加えないのかということも行政内での検討として進めていただけないかなということも1つ、つけ加えさせていただきたいというふうに思います。

それから、個人的な見解ですが、先ほど急性期に至らない入院機能についてというお話がありました。これは前から、実は平成18年の一般質問でも言わせていただきました。当時は横浜に視察に行ったときの例を出させていただいた。これは去年の12月の議会でも言わせていただきましたけれども、俗に言うフリーベッドですよ。それが現在では津島市立病院とか、千葉市立青葉病院、こういったところでは、自治体病院ですが、在宅医療支援病床という名目、

要は地域包括ケア病床みたいなものだと思いますけれども、そういう病床の名前で病床を確保していると。病院自体も在宅医療支援病院というような形で進めているということも伺っております。

それと、もう一つは民間の例ですけれども、これは愛媛県の松山にある医療法人ゆうの森。「ゆう」というのは平仮名、ゆうの森ですけれども、この医療法人では、同じように在宅医療支援病院ということで在宅支援病床を持っているんですけれども、さらに進んでいましてレスパイト、いわゆる介護疲れをした御家族の方を休養入院させると。結局、在宅でいた方がちょっと肺がおかしいから1週間入院するといったときに御家族の方も一緒に泊まる。一緒に泊まるというのは、ベッドの横に泊まって付き添いするという意味じゃないんですよ。全然そうじゃなくて、病院の中に別の施設として、そういう御家族が休息入院という形で休める。これはレスパイトというんですけれども、こういうことをやっているところも、もう既にあるということも伺っております。ですから、これ、言い出したら切りがないことだと思います。

でも、この部分というのは、当然広がっていくことですし、さらにそういったものを開拓して、いろんなことを提案していくことによって、将来の拡張性、分院さんに持っていただきたい拡張性というものを示唆できるのではないかなということも思っております。少し個人的な見解も含めてですけれども、お話をさせていただきました。

それでは、今から協定書の見直しについてお聞きをしていきたいと思っておりますけれども、まず、その前に、急でいつも恐縮ですけれども、市長、ここまでの部分で2つの視点での今から協議ということでお話をしてまいりましたし、答弁もいただいたんですけれども、高浜市の必要な医療施策というところで、きょう私が質問したこと、そしてまた当局側からの答弁いただいたことにつきましての感想というか、お感じになったことをお聞かせいただければと思います。

○議長（幸前信雄） 市長。

○市長（吉岡初浩） さまざまな御提言を含んだ御質問をいただきまして、ありがとうございます。

まず1つは、民間移譲したときの経緯からして、私どもは、やはりこの地域にきちっとした医療体制のような、介護も含めてシームレスにつなげていく、そういう体制をつくるためにもベッドを残さなければいけないという思いがあります。だから、病院が要るか要らないかの議論は、私はもう既に終わっておるものだと思います。必要であるがゆえに残すためのどういう協議をしたかということも、もう、これ、既に終わっておるというふうに思っております。

であるがゆえに、今回の建てかえの問題、また病院の改築・増築、どういう形になるかということの中で建てかえということになりましたが、これは既に織り込み済みで、いかにして病院を残していくか。

ただし、そこには1つ大きなテーマがあります。それは何かというと、高浜の市民にとって必

要であるから、そういう必要な病院を残していくんだと。そのために刈総さん、どんな体制をとっていただけるのという中で、我々は議会で議決をされた建てかえ費用に加えて、どんな支援ができるのか。それは全て、これからの高浜の市民にとって必要である病院になっていただくための御支援をしていくんだらうというふうに思っております。

であるがゆえに、前回の我々の限られた旧病院の施設を使った運営の中で苦しい運営をしていたと思うんですが、建てかえということであれば、なおさら私どもはそういうことを強調して、高浜市民のためになる病院をつくっていただきたいという中で、議員おっしゃられたように、介護というよりもつなぎを求める、これはもちろんであります、それ以上に、先ほどこからお話の出ているフリーベッドの問題だとか、もっといえば、これはなかなか国のほう、県のほうの意向があるんで難しいですし、ベッドの数は限られていますので難しい中で、一般病床をもというようなこと。それが無理であれば、地域包括ケア病棟にしてくださいというようなこともお願いをしていく。そういう体制を早くつくっていただくためには、早く黒字化をしてほしいということをさまざま考えた上でのこれから協定を結んでいくということになると思っております。

ただ、基本としては、新しい場所に新しく建てかえるのでありますので、当然借地代だとか、それから課税の問題だとか、そういったことも後ほどまたお聞きになられるとは思いますが、そういったことも当然のことながら、基本はそこはやっていただくというような思いで協議は進めていくべきだというふうに思っています。

また、地域包括ケアの問題もおっしゃるとおりなんです。私どもの地域包括ケアの概念はもっと広いです。だから高浜版地域包括ケアという1つの表が以前にもお見せしたことがあると思いますが、それはまさにそこに例えば障がいであるとか、子育てであるとか、そういったものを含めた中で地域包括ケアという概念がある中で一部は医療と介護を、地域包括ケアセンターというのはそういうところを担っていただけるということなんで、要望としても紛らわしいですし、私ども高浜版地域包括ケアというふうに分けては言っておりますが、いずれにしても、わかりにくい概念でありまして、そういう意味では、地域包括ケアのこの部分を民間にお任せする部分があっても、もちろん公もやる、民間もやるという形で結構だと思いますが、そういうことはおっしゃるとおりに御意見として伺った上で話もしていかなければいけないかなというふうに思っております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

いみじくも今市長がおっしゃっていただいたんですけれども、やっぱり民間移譲時に病院を残すことは決定しておるとか、例えば建てかえ時に20億円の財政支援はもう議決しておるといふ話だけじゃ、ひとり歩きをしておるといふことで、これはひとり歩きをすると、言い方

悪くて申しわけないと思いますけれども、はっきり言って何かというと、じゃ、負の遺産を残しておるのかみたいなとらわれ方をされている方がいないことはないと思うんですよね、残念ながら。

ですから、きょう私30分以上割いて平成18年から、10年前のことをひもといってお話をさせていただいた、答弁もしていただいたということなんです。でも、言われるようなことは十分に理解はしておるんですけれども、でも、大事なことは、今から後の高浜市、高浜市民に対して必要なものはどういう形ですかということは、しっかりと現吉岡市長体制としてあらわすべきだということでの一般質問の趣旨ですので、そこのところは十分に御理解をいただきたいと思いますし、理解していただいた中での今市長の御発言というふうを受けとめさせていただきたいと思います。

それでは、決定をしていないことばかりで今からは恐縮な話になるとは思いますけれども、ここでちょっとだけ時間を使って——35分まででしたね、時間——時間を使って整理をさせていただきます。

今まで我々議会のほうにも、当時は公共施設あり方検討特別委員会でしたかね。協定書の中で、協定書の中というよりも、高浜市から協定書の中に載せておくような要望事項みたいなものを当局側から示されたことがありました。それもありますけれども、実際今どういう状況にあるのかということが市民の方々に余りにも見えていないのかなという気がします。例えば豊田会は平成18年当時からのことを振り返ると、理事会という中が最高決定機関だというふうに伺っております。これはおおむね3月と5月、要は予算と決算みたいな理事会だと思うんですけれども、その中で、高浜分院の建てかえの決定がされるというのが多分一番だと思うんですね、今3月ですから。それが終わった後に、これはどういう病院の姿、形にしていくのかということ、それをしっかりと現場サイドで話をしていく。今の例えば分院長を中心に、我々でいうと福祉部を中心にそういったものをしっかりと構築していく。

それとともに、もう一つはお金の問題ですよね。当然土地の貸与なのか譲渡なのか、貸与でも無償なのか有償なのかという話だとか、いろんなことがあると思います。それを1年ぐらいかけていって、1年後ぐらいに協定書という形でまとまるのかなというふうに私は思っているんですけれども、まず、その辺のスケジュールのところですけども、副市長がずっとこの件については携わってみえると思いますけれども、少し大ざっぱで、決定していなくてもいいですけども、こんなイメージだというところで、今言ったようなスケジュールなのかどうかの確認をしておきたいんですけれども。

○議長（幸前信雄） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 今、私のほうで協定書の見直しについては鋭意進めているところであります。

過日お示しをしました、今議員のほうからも紹介がありました市としての要望事項に対する協

議内容については、追って全員協議会等でお示しをして、そこでまた御意見もいただきたいというふうに思っておりますが、まず第1の自主自立した経営をお願いして、20億円の建てかえ費用以外の補助については全て白紙に戻して協議をしたという経過の中で、まず、現在の豊田会の経営方針であります、豊田会全体の累積赤字をふやさないということを目標とされており、分院の赤字を全体で吸収できる範囲の計画としたいという要望を受けております。

具体的には、移転後に現分院の資産の除却損でありますとか、建物の取り壊し費用、こういうものが発生するということと診療報酬の引き下げでありますとか、医療費に転嫁できない消費税の増税等が予定をされておいて、経営面では下押し、下ブレのリスクがあるという中で、6年目に当期損益の黒字化、市の補助がなくなるであろう11年目に経常損益の黒字化を目指すという内容でございました。そのために、今私どもの要望に対する回答としては、一般病床の新設については当初からは難しいということ、それと経営が軌道に乗るまでの5年間については土地の有償貸与と固定資産税のほうの納税については猶予を願いたいということ、それと建てかえ分の補助20億円のほかにプラスアルファの部分を10年間程度お願いできないかという要請をいただいているところであります。

私どもといたしましては、プラス分に見合う診療体制の充実と、いち早く経営を軌道に乗せていただくということを要請しておりまして、今後の協議の中心になっていくものと考えております。

そこで、今後のスケジュールでございますが、まず、私が出席をします3月18日の運営委員会を経まして、3月30日に市長が出席をする理事会で病院建てかえの案件が議題になる予定であります。理事会というのは経営側の会議でありますので、豊田会全体で黒字が確保できるということを条件に、恐らく承認される見込みは高いというふうに考えています。

したがって、今後につきましては、先ほど北川議員もおっしゃりましたが、分院長を初めドクター、看護師等の現場サイドと新たな病院の中で診療体制の充実、医療・介護の連携、こういったことで何ができるかを1年かけて協議をして、それらを当然ながら協定の中に盛り込んで、来年の今ごろに新たな協定を締結してまいりたいと、今かように考えております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 決して決定したことなく、今こういう話が出ていますよというレベルで聞かせていただきます。

どうしても民間のところはどうしてそこまでみたいな話がちまたでは出ておるところもあります。これ、きょうの一般質問の平成18年ぐらいのころの話では触れませんでしたけれども、当時吉岡市長も十分に御存じだと思いますけれども、公立病院を民間に移譲するということは、その中にあるドクターも看護師も技師も全て公務員から民間の会社の人間にかえるということなんですよね。これは本当に努力をされたことだと思います。もちろん、公務員からかわる方のお気持

ちも当然考えなきゃいけないですけども、それを一人一人説得に当たって条件提示をして、それで、もちろん豊田会さんから要る要らないということを一切言わせない形で当時やられたというふうに聞いております。協定書の中に載っていますものね。希望する全ての方を移行するという事は協定書の中に載っていますから、これは間違いないことなんですよね。このエネルギーを高浜市も、それから豊田会さんも本当に使ったということなんです。これは先ほど言ったように、先ほどからの話の中にあるように、大きな赤字を抱えて、なおかつ赤字は、例えばこちらから病院企業会計に埋めることはできますよ。だけど、ドクターを本庁から、じゃ、埋めるわということとはできないわけですよ。どこから連れてくるしかないんですよ。そういったことを考えると、本当に大変な事態の状態を豊田会さんとともに、将来の高浜市の医療・介護のあり方をしっかり見据えながら、ともに進めてきたというのがこれまでの経緯でありますし、今からもそれが続いていくものだということを私は思っております。

そういった部分では、どちらが主導権を持っているとか、持っていないとかという話ではなくて、何が必要なのか、そして何ならやっていただけるのか、さらには、どこまでなら財政的なものが出せるのか、あるいはここから先というのは無理だよとはっきり言えるのかというのが今からの協議だということを思いますので、ぜひそのところというのは交渉事ですから、逆に言うと、余り表に出してやるべきでないところは、項目的には、それは粛々と進めていただくということもお願いをしておきたいというふうに思います。

残り、あと5分ぐらいですので、今から本当にフリーで聞かせていただくようにしたいと思いますけれども、病院事業というのは、どこの自治体も非常に大変であったわけですけども、実は今各自治体病院が結構黒字化しておるとははっきり言って、法定繰り入れがどれだけあるかというのは余りつかめないものですから、正直言ってわかりませんけれども、国が示す黒字化状況というのは、どちらかという、あやふやと思うんですよ。だけど、本当にV字転換できるぐらい自治体病院というのは黒字化しているのは事実なんです。でも、そのうちの大半が地方の病院であります。地方の公立病院が何やっているかという、やはり地域包括ケアセンターなんです。医療と介護の連携を深めて、そこを中心に回していく。そこに在宅医療が担えるドクターが開業医さんとして集まってくるという状況をつくっているわけです。

ですから、高浜も少し考えてみると、これ、私の想像ですけども、今市立病院から独立をされて開業されたドクターの先生もみえますよね。人口だとか面積だとかを考えると、開業医の先生方って非常に多いと思うんですよ。そういった方との連携というのは、この在宅医療を進めていく上でドクターの負担軽減にも当然つながるわけですし、そういうキーステーション化というのが必要だと思うんです。

ですから、医師会の協力というのは絶対に要ると思うんですよ。ここの部分というのをしっかりと分院の姿をこうなっていたくんだということをはっきり示すことによって、医師会との連

携、これは医師会だけじゃないです。例えば歯科医師会とか薬剤師会だとか、前回お話ししましたよね。碧南の市民病院は薬剤師会に依頼があったと。在宅医療の訪問服薬指導だとかというものをお願いしておるといことをお話しさせていただいたと思いますけれども、そういったことを考えていくと、やっぱりそういう俗に言う3師会とか、多職種の方々との連携というものをとってもらうためのキーステーションというものを市が中心に進めていく。そのキーステーションはどこかという、高浜分院ですよというような姿というのが望ましいと思うんですけれども、そういう部分に関してのお考えはどのようにお持ちになるか、もう一度お聞かせていただきたいと思うんですが。

○議長（幸前信雄） 市長。

○市長（吉岡初浩） おっしゃるとおりで、私ども刈総さんの分院さん残っていただくことで一番重要なのは、私どもとの関係の歴史が残っておることですね。それは、そういうベッドを持った協議ができる。我々はこう考えていると、こういうものが必要なんだということを協議ができる病院って、ほかとそういう歴史的な関係を持つと思ったら、今から新たな関係をつくらなきゃいけない。それはほとんど不可能ですし、ましてやここで、この病院がもしなくなるとしたら、二度とそういうものは高浜にはできません。なおかつ外のそういう新たな関係づくりから始めないと高浜の介護と医療の連携というのも成り立たないと思うんです。その間にどんどん高齢化は進んでいきますので、地域の医療機関とそういう面でもいい関係をつくりながら、だから私ども医師会に話をしに行って、さまざまな御意見があります。医師会の要望もあります。そういうものも含んだ上で、今回の協議にも当たりながら、そういう地元の医師会にも認められる、そんな病院にしていく、そんなステーションにしていければというふうに思っております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

決して医師会の方々が本当に100%反対をしておるとか何とかということではないと思いますし、どのような形でかかわっていけるのかということは、私はたまたま薬剤師という立場で、そういう業務をやってきたことがありますので、我々、医師会、歯科医師会、例えば薬剤師会、こういった職種の方々というのは絶対にどうやって自分たちが携わって保健福祉を向上させていくんだらうかということを常に考える職種なんですよ。これは当たり前それを考える職種なんです。

ですから、逆に言うと、どういうポジションが自分にとっていいのか、どういうポジションにされるのかということも、どうしても考えがちな職種でもあるというふうに私は思います。ですから、そういったところでいうと、しっかり御了承いただくために医師会と話をするというよりも御理解をいただいて、そしてどういう協力ならしていただけるんだらうか、どういうポジショニングなら担っていただけるんだらうかということもしっかりとお話をさせていただくような形で

進めていただきたいなということを私は議員として思いますので、ぜひともそのことをよろしくお願いをいたします。

きょうもたくさんの方の傍聴の方も見えますし、もしかしたら、多くの方がこの中継を見てくれているのかもしれませんが。大きな一歩となるような一般質問になればということで、きょうさせていただきます。本当に御答弁ありがとうございました。そしてまた、多くの方々に今以上の御協力をいただいて、この事業が成功裏に進むことを御祈念を申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（幸前信雄） 暫時休憩をいたします。再開は3時45分。

午後3時35分休憩

午後3時45分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、神谷利盛議員、一つ、高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略について。以上、1問についての質問を許します。

2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） では、よろしくお願ひします。議長さんのお許しを得ましたので、平成28年3月定例会の一般質問をさせていただきます。

私は、高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、一問一答でもって質問をさせていただきます。

まず、平成27年12月議会全員協議会において報告されました高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略について質問させていただきます。

この総合戦略作成に当たり、さまざまな関係者の意見を募り、また高浜市の置かれた立場を十分に検討された上で発表されたことには深く敬意を表するものでございます。この戦略により、高浜市の将来の進むべき指針が示されたものと理解しております。

そこで、高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略について質問させていただきます。

初めに、高浜市が総合戦略を策定することになった経緯、それから目的についてお伺いをいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 総合戦略策定に係ります経緯と目的でございますが、平成26年5月に民間団体の日本創成会議が将来の日本の人口推計を公表し、その中で、2010年から2040年までの30年間に若年女性が半分以上減少する896の自治体を消滅可能性都市として分類いたしました。子供を産むのに適した年齢の女性が大幅に減少する地域は、このままだと人口減少が加速することは避けられないという内容のものでした。

こうした人口減少に対する危機感を背景に人口減少社会を食いとめるべく、国においては平成26年11月28日に、まち・ひと・しごと創生法が公布・施行されました。

この法律の第10条におきまして、市町村は国や都道府県のまち・ひと・しごと創生総合戦略などを勘案し、市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画である市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めなければならないと規定されていることは議員御承知のことと存じます。

これを受けまして、本市の人口の現状分析及び将来展望を示す高浜市人口ビジョンを策定するとともに、その実現に向けた今後5カ年（2015年度から2019年度まで）の創生戦略や取り組むべき施策に関する基本的な計画といたしまして、高浜版総合戦略を策定するというものでございます。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。

では、次の質問をさせていただきます。

総合戦略では高浜市の人口の現状を分析し、さまざまな要因を考慮した上で、将来の人口を示す人口ビジョンが策定されています。その中にも記載されていますが、この総合戦略の分析によれば、高浜市の将来は人口減少ではなく、微増ながら増加をしているという評価がなされています。全国的に課題となっている人口減少について、高浜市においては当面危機的状態ではないように思われます。

そのような状況下において、高浜市が総合戦略を策定する意義についてお伺いいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 高浜市が総合戦略を策定するという意義でございますが、議員御指摘のとおり、本市の人口につきましては、現在も増加を続けており、高浜市人口ビジョンにおける現状分析におきましても、平成52年ごろまでは微増を続けると推計いたしているところでございます。

しかしながら、本市の人口構成を予測してまいりますと、高浜市人口ビジョンでも示すとおり、総人口は微増を続けてまいります。総人口の増加率を上回るスピードで老年人口が増加し、加えて平成22年からはゼロ歳から14歳までの年少人口を65歳以上の老年人口が上回り、以後、年少人口は横ばいで、老年人口は右肩上がりに増加すると推計いたしております。

また、15歳から64歳までの生産年齢人口につきましても、平成37年ごろにピークを迎え、それ以後減少に転じると推計されており、総人口につきましても、先ほど申し上げたとおり、平成52年ごろからは減少に転ずると推計いたしております。

生産年齢人口の減少や高齢者比率の上昇は、将来的な人口減少を招くと同時に、地域経済基盤の縮小や安定した行財政運営などに影響を及ぼし、地域社会のさまざまな基盤の維持を困難にす

るおそれがあるというふうに指摘されております。

議員御指摘のように、本市は、現在、全国他自治体に比べ喫緊な危機的状況ではありませんが、だからこそ早期に人口減少問題に対処することが今後予想されます生産年齢人口の減少や高齢者の急速な増加が人口減少を招き、人口減少が地域経済の縮小を呼び、それらがさらに地域の人口減少を加速度的に招くという負のスパイラル、悪循環の連鎖を回避するために非常に重要なことであると考えております。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。

では次に、総合戦略の内容について質問させていただきます。

まず、質問の前に、この総合戦略には幾つかのキーワードが示されています。整理の意味も含めて、ここでまとめて読み上げさせていただきます。

1つ目に、3つの目指すべき将来の方向性として、①「生産年齢人口の維持・増加を目指す」、②「結婚・出産・子育ての希望を実現する」、③「超高齢社会など一歩先の時代を見据えた地域を構築する」。

2つ目に、「まち・ひと・しごと創生」政策5原則というものがあります。「自立性」、「将来性」、「地域性」、「直接性」、そして「結果重視」という言葉があります。この中で重要なのは結果重視という言葉だろうと思います。

そして3つ目に、創生戦略というのがあります。これは5つあって、1つ目に「しあわせづくり計画で、一人ひとりの想いが実現できるまち」、2つ目に「高浜版ネウボラで、妊娠期から子育て期まで、子育てを応援するまち」、3つ目に「教育基本構想で、将来への希望に満ち溢れた子どもを育むまち」、4つ目に「地域資源を活かし、産業が活性化するまち」、5つ目に「生涯現役でいられるまち」となっております。

6ページの戦略の効果測定と基本目標の中で、大変重要と思われることがまとめられていますので、まずこの点より質問させていただきます。

3問目の質問になります。成果（アウトカム）という注意書きがついていますが、これを重視した目標設定についてお伺いいたします。

ここでは次のようなことが記載されているので、まず読み上げます。

「高浜市においても国と同様、『高浜版総合戦略』に掲げるべき政策の『基本目標』については、人口の中長期展望を示した『高浜市人口ビジョン』をふまえつつ、第6次高浜市総合計画が掲げる『みんなで掲げるまちづくり指標』を活用・リンクさせるため、総合戦略の目標年次である2019年度（平成31年度）ではなく、第6次高浜市総合計画（中期）の最終年度である2017年度（平成29年度）における本市として実現すべき成果（アウトカム）を、まず目指すべき数値目標として設定し、2018年度（平成30年度）以降は、第6次高浜市総合計画（後期）の最終年であ

る2021年度（平成33年度）を見据え設定する『みんなで目指すまちづくり指標』との整合性を図り、本総合戦略の最終到達目標である2019年度（平成31年度）の数値目標を決定するため2017年度（平成29年度）経過後、所要の見直しを行い、新たな数値目標を設定します。」とあります。

もう少しわかりやすく説明してください。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 本市の総合戦略に盛り込むべき地方創生の理念や基本目標につきましては、総合戦略の基本方針にも掲げておりますとおり、多くの市民の皆さんと行政が協働してつくり上げてまいりました第6次高浜市総合計画の実現こそが本市の創生につながるというふうを考えております。本市の総合戦略に盛り込むべき地方創生の理念や基本目標につきましては、この第6次高浜市総合計画の基本構想や基本計画などを踏まえて構成することといたしております。

そのため、総合戦略の計画期間につきましては、平成27年度から平成31年度までの5年間といたしておりますけれども、数値目標につきましては、総合計画の中期基本計画終了年度であります平成29年度までのものを第1段階として設定することとしたものでございます。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） さらに創生戦略についてお伺いいたします。

続けて、「総合戦略では、『高浜市人口ビジョン』をふまえ、『まち』を支える『生産年齢人口の維持・増加を目指す』とともに若い世代の暮らしの地として選ばれる『まち』となるための『結婚・出産・子育ての希望を実現できる』生活基盤の充実や日常の心地よさの向上、『超高齢者社会など一歩先の時代を見据えた地域の構築』を実現するために、第6次高浜市総合計画が掲げる4つの基本目標をベースに地方創生に関する取り組みを『創生戦略』として、次のとおり設定します。」とあります。

総合戦略に掲げる創生戦略と総合計画に掲げる基本目標との関連性についてわかりやすく説明をお願いします。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 本市の総合戦略につきましては、先ほども申し上げましたとおり、総合計画の着実な実現こそが本市の創生につながるというふうにといたしております。

そのため、第6次高浜市総合計画の基本計画に掲げております取り組みの中から雇用や少子化対策など、地方創生に資すると思われる取り組みを抜き出し、取りまとめたものがこの創生戦略となっておりますということでございます。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。

次に、総合戦略では、雇用や少子化対策を中心として取り組んでいくとしている中で、高浜らしく創生していくためのキーワードとして瓦を掲げ、本市の特性を踏まえた高浜らしい重点ポイ

ントとして「カワラでつながるミライ」を位置づけ、施策横断的に取り組んでいくとされていますが、その狙いについてお聞かせください。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 本市における「カワラ」とは、単に屋根材としての意味だけではなく、昔から「働く」ということそのものであります。あるいは本市の「モノづくり」を象徴するものであるとも捉えております。

「カワラでつながるミライ」とは、そうした「働く」や「モノづくり」といったことをシンボリックに「カワラ」と表現し、「働く」や「モノづくり」といった「しごと」といろいろな「モノ」や「コト」をカワラというキーワードでつなげることにより、産業の活性化や雇用の創出、まちの魅力や市民のまちに対する愛着・誇りを高めていくことにつながり、ひいては本市の未来を創生していこうとする考え方に基づくものであります。

また、瓦は、昨年9月にふるさと名物として応援宣言するなど、高浜らしいストーリーを紡いでいける地域ブランドでもあることから、本市の象徴として重点ポイントに位置づけたものでございます。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。

「カワラでつながるミライ」については、産業の活性化などのほかに、まちの魅力や市民のまちに対する愛着・誇りを高めることも含めた重要な視点として位置づけたということがわかりました。

では、この「カワラでつながるミライ」について具体的な取り組み内容として考えていることがありましたらお聞かせ願います。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 「カワラでつながるミライ」を具体化する取り組みといたしましては、国の平成27年度補正予算に盛り込まれました地方創生加速化交付金を活用できるということが前提ではありますが、若い世代の仕事の創生や将来の高浜市を担う地域人材の育成、まちのにぎわいの創出などを目的として、かわら美術館の3階スペースを活用し、コミュニティビジネスの支援・推進する事業の実施を現在国に提案しているところでございます。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。

では、総合戦略の進行管理であるPDC Aサイクルについてお伺いします。

先ほど総合戦略の数値目標は、総合計画の終了年度に合わせ設定するとの答弁がありましたが、総合戦略のPDC Aサイクルは、総合計画のPDC Aサイクルと連動して行うという理解でよろしいでしょうか。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 議員おっしゃられるとおり、総合戦略につきましては、第6次高浜市総合計画の進行管理とあわせまして、高浜市の総合計画推進会議におきまして適時フォローアップ及び政策効果の検証を行い、総合計画を初めとする他の既存計画と連携し、見直しを行うこととしております。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

総合計画とあわせてということですが、総合戦略のPDCAサイクルもしっかり回していただきたいと思います。

では、8問目になりますけれども、それでは、総合戦略の中で大変気になったキーワードがあります。その点について質問させていただきます。

13ページに、たかはま夢・未来塾、日本を引っ張っていけるような人材を育成している。25ページに、将来に夢を描き、世界に羽ばたく人材育成、具体的な事業として、たかはま夢・未来塾。つまり、子供たちが将来に夢を持たせるために、また世界に羽ばたくために、たかはま夢・未来塾を中心として現在実施中であるというふうに読み取れます。たかはま夢・未来塾で実施されている内容は、ロボットクラブ、発明クラブ、英語でアートクラブ等があります。これらに参加している子供たちが将来に夢を持ち、世界に羽ばたく人材に育ってほしいという思いがあるんだろうと思います。

まず、たかはま夢・未来塾における日本を引っ張っていけるような人材の育成や将来に夢を描き、世界に羽ばたく人材の育成について、これまでの実績があるのでしたら、お聞かせ願います。

○議長（幸前信雄） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） たかはま夢・未来塾におけます世界に羽ばたく人材の育成の実績ということでございますが、まずもって、たかはま夢・未来塾と申しますのは、平成19年9月に設立されまして、設立後約8年余りが経過しております。学校では学ぶことのできないさまざまなプログラムを通して学ぶ心を養い、感性を磨いていくことで子供たちが未来に向かって羽ばたくことができるような人材の育成を目指しているところでございます。

主な実績でございますが、ロボットクラブでは自律型のサッカー競技ロボットを製作し、東海、全国、世界大会に出場しております。2007年と2008年に世界大会で優勝。世界大会へはこれまで6回出場し、直近では、昨年中国で行われました世界大会に出場し、個別チーム賞3位及びベストチームワーク賞を受賞しております。また、ディベートクラブでは、毎年変わるテーマに基づき東海地区大会、全国大会に出場しており、直近では、平成25年度、26年度に全国大会で3位の成績をおさめております。また、発明クラブにおきましても、毎年10月に開催されている創意工夫展に出展する作品づくりに取り組み、直近では、平成26年度に中日新聞社賞を受賞しておりま

す。

未来塾では、みずから学ぶを基本に、それぞれの体験プログラムを通して多様な挑戦を行い、問題解決能力、創造的思考力、コミュニケーション能力を高め、未来に向かって羽ばたいていける人材を育てているものと考えております。近年におきましては、高校や大学への進学後もサポーターという立場で後輩の練習に参加し、大会へ同行するなど、自分の経験を後輩に伝えようとする姿も見られ、未来へはばたく好循環ができていているというふうと考えております。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。

次に、子供たちにどうしたら将来に夢を持たすことができるかという点について伺います。

まず、夢について。私自身十二、三年前になりますが、吉浜小学校の児童に対し、「国際化社会における君たちの役割」というテーマで講演を行いました。海外出張の際の写真をまじえ、ベトナムのジャングルやインドのヒヒの群れる岩山、万里の長城などを見せて説明しました。翌年には、研修のために来日していたドイツ人を連れていき、同時通訳として私の部下だった新入社員の女の子も連れて講演に行きました。テーマは「私が日本に来て驚いたこと」という内容です。もちろん英語でやりました。女子社員を連れていったのは、対象が6年生でしたので、自分たちのお姉さんに、ちょっと年齢が離れていますけれども、近い身近な人という、そういうことをイメージして連れて行きました。講演終了後、校長室で雑談をしている最中に、児童会長の女の子が校長室に挨拶に来られました。大変きれいな英語で言われたんですが、彼女は帰国子女ということで言ったことは、生の英語が今久しぶりに聞けてとてもうれしかったです。私も将来は英語を使える職業につきたいと言ってくれました。それから十二、三年経過しているので、今どうなっているかわかりませんが、あのときの講演できっと彼女に夢を与えられたんじゃないかと思っています。

さて、これからが提案ですが、子供たちに夢を与えるというのはどうしたらいいのでしょうか。

これは、子供たちが夢見る職業についている人たちが直接子供たちに語りかける講演会などを設けてはいかがでしょうか。プロ野球の選手やJリーガーやオリンピックの選手など、身近に存在するということが子供たちがわかるだけで夢がかなうかもしれないと思うようになるんじゃないでしょうか。

例えばイチロー選手は豊山町の人です。ここからわずか1時間の距離のところですよ。本田選手は元グランパス。女子レスリングの吉田選手は大府で練習しています。あるいは身近にそういう人がいるということ子供たちに教えるということもいいことだと思います。例えば2015年、日展の陶芸部門の特選は高浜在住の森さんが選ばれました。お住まいはすぐそこです。吉岡市長の同級生でもあります。もっとすごいことをいうと、2014年のノーベル賞を受賞された天野教授

は、お兄さんが通っている名古屋大学の教授です。同じく2014年、ISS、これは国際宇宙ステーションといいますけれども、ここで6カ月滞在した星出さんという方は、ひょっとしたら親戚のお姉さんが通っているかもしれない慶応義塾大学のOBでございます。とか、身近な方との接点を子供たちに聞かせる機会をより多くすることが子供たちに夢を与えることだろうと思います。

このような機会をつくってあげることは大人の責任だし、行政のお力があればこそできることだろうと思います。

今後、小・中学校において、夢をテーマにした講演会を定期的を開催するという事は検討できないものなんでしょうか。

○議長（幸前信雄） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（岡本竜生） まず、近年3年間の各学校の講演会の様子についてお答えしますと、高浜小学校が平成25年に動物写真家の小原玲氏の「流水の伝言、アザラシの赤ちゃんと地球温暖化」という演題で地球環境について、今年度は製薬会社の村井信治氏の「自分の夢を未来に届けよう」というテーマで、夢をかなえるにはどうしたらよいかについてお話を聞きました。高取小学校では、平成26年に防災教育アドバイザーの近藤ひろ子氏による「災害時の身の守り方」についてお話を聞きました。港小学校では、今年度声優であり、歌手であります佐久間レイ氏による「心のストレッチで柔らかな心になりましょう」というテーマによる人生がいとおしくなるような心の講演会を開きました。

中学校では、キャリア教育に関連した講演会が行われています。高浜中学校では、群馬大学名誉教授下田博次氏による「スマホで創る明日の社会」、接遇インストラクター落合夕子氏による「マナー教室」、シドニーパラリンピック男子車椅子バスケットボール日本代表根本慎志氏による「夢を追って」、オール1先生で知られた宮本延春氏の「人は夢と目標があれば変わるんだ」、ほかにも生き方を学ぶ講演会として、社会で活躍されている方々をお招きして、仕事観や人生観についての講演を聞きました。南中学校では、職業セミナーとしてスポーツ選手、トリマー、調理師、警察官、自動車整備士、看護師、グラフィックデザイナー、美容師など、各方面で活躍してみえる方々から経験に基づく職業観や人生観についてお話を聞きました。ほかには南中学校の卒業生でハーフパイプスキーヤーの寺田朱里氏による「未来への一歩、チャレンジトゥーマイセルフ」という演題でお話を聞きました。講演を聞いた生徒の感想には、希望を持って努力することの大切さについて考えることができたという言葉がありました。人権の講話では、日本福祉大学の野尻紀恵氏の「誰もが暮らしやすいまちを目指して」という演題、また発達障害の理解ということで、あいちキャラバン隊や西尾グリンティーズの「みんなちがってみんないい」という演題でお話を聞きました。

各学校においては、講演を聞くための時間の確保、学校や学年の狙いと講演内容等との合致が得られれば、今後も講演会を持つことができると考えます。今後アンテナを高くし、情報を集め、

各学校の状況とマッチングできれば、子供たちにとって有用な話が聞ける機会を設けることができると考えております。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。

ぜひとも年間スケジュールに入れていただき、子供たちに少しでも夢を与えるような機会をつくっていただきたいと思います。

では、最後の質問になりますが、世界に羽ばたくということは、どのようなことをイメージされておりますでしょうか。

私自身は、民間企業において世界を相手に取引をしてきました。そんな経験があるので、この点について少し意見を述べさせていただきます。

世界に羽ばたくということの第一歩は、突き詰めれば日本人以外の、つまり習慣も言葉も異なる人たちの間で、いかにコミュニケーションをとるかということに尽きます。コミュニケーションをとるということは、例えば折り紙だとか和太鼓だとか、日本食などを仲介した文化交流も初めは必要なことでもありますが、何よりも重要なのは英語の会話能力です。英語さえできれば何とかなります。英会話能力は、子供たちが世界に羽ばたくために絶対に必要なことであります。

ことしの1月25日のNHKのニュースで、ことしの大学入試には34の大学が一般の英語試験、例えば英語検定だとか、TOEICだとか、TOEFLの成績を英語の入試試験に加点するという発表がありました。その中には国立大学が7校入っています。また、東京海洋大学は、ことしから今のような資格試験の一定以上の点数があれば、英語入試試験が免除されるということでもあります。これは、今後ほかの大学にもどんどん進んでいくことじゃないかなと思います。

教育現場を考えると、2020年から小学校5年生から英語教育が義務づけられます。当然今から準備をされていることだろうと思いますが、この世界に羽ばたくということと、2020年に英語教育が義務づけられるという2つのキーワードから、今後高浜市では英語教育に対してどのように取り組んでいくのか、あるいは取り組んでいく考えがあるのかについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） それでは、私のほうから未来塾に関する英語の会話能力を身につけるためのさらなる取り組みということで答弁のほうをさせていただきたいと思います。

現在、たかはま夢・未来塾におけます英語のプログラムでは、先ほど議員の質問のほうにもございましたけれども、英語でアートクラブというところで、米国人芸術家アルバート先生と一緒に陽気におしゃべりをしながら、アートワークを楽しむ講座というのが現在ございます。この講座というのは、アートで創造性を伸ばしながら、同時にコミュニケーションツールとしての英語を学ぶものでございます。たかはま夢・未来塾の英語に対する考え方というものは、民間の塾の

ように学校教育の延長線で英語を教えるという概念ではなく、ロボット世界大会への出場を通して英語の必要性を学ぶ、あるいは英語ディベートへの挑戦を通してさらに英語力を高める。アートの中で英語を学ぶといった子供の創造性を育む中でコミュニケーションツールとして英語を学ぶプログラムのほうを構成しておるということでございます。

さらに来年度からは英語上級者を対象といたしまして、歌でありますとか、劇、ゲームなどを通して、楽しく英会話になれ親しむ、使える英語を身につける講座を新たに始める予定でございます。現在その塾生の募集を行っているという段階でございます。今後も子供の成長につながるプログラムを提供してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） どうも御丁寧な御答弁ありがとうございます。

子供に夢を与えるということと、それから世界に羽ばたく、イコール英語教育ということについては、継続して対応していく必要がある話でございますので、また都度一般質問のような形で御質問させていただきたいと思っております。きょうはどうもありがとうございました。

○議長（幸前信雄） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

明日は、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後4時18分散会
